

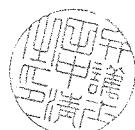
平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号、令和元年（ワ）第 274 号 損害賠償請求事件  
 原告 菅野 清一 外  
 被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準 備 書 面 (297)

### 損害総論

令和 2 年 9 月 30 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中



被告訴訟代理人 弁護士	田 中 清
同	小 谷 健 太 郎
同	川 見 唯 史
同	棚 村 友 博
同	田 中 秀 幸
同	青 木 翔 太 郎
被告訴訟復代理人 弁護士	三 森 健 司
同	堀 口 拓 也



# 目次

<u>第1 はじめに</u> .....	6
1 本件訴訟における原告らの請求について .....	6
2 本件の認定・判断に当たって留意されるべき点 .....	7
(1) 精神的損害の算定における裁判所の裁量の限界について .....	7
(2) 原子力損害賠償紛争審査会の制度趣旨及び「一般的な指針」の果たすべき機能について .....	9
(3) 損害をその費目・名目により細分化し、中間指針等で評価し尽くされていない精神的損害を殊更に見出そうとすることは「損害」の誤った捉え方であること .....	10
3 本書の構成 .....	11
<u>第2 原告らの主張の誤り</u> .....	12
1 「故郷」に関する利益は不法行為における損害賠償の対象となる「法律上保護される利益」にあたらないこと .....	12
(1) 「故郷」に関する利益はその外延のみならず中核的な内容すら不明確であり、法律上保護される利益といえないこと .....	12
(2) 「故郷」に関する利益は個人に帰属する利益ともみられないこと ..	17
2 仮に「故郷」に関する利益を法益とみたとしても、避難指示解除後「相当期間」が経過した後においては「故郷」に関する利益の違法な侵害が継続しているとは評価し得ず、また本件事故と生活基盤が回復しないこととの相当因果関係も認められないこと .....	19
(1) 避難指示解除後「相当期間」が経過した後においては、「故郷」に関する利益に対する違法な侵害が継続しているとは評価し得ないこと ..	19

(2) 避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後に生活基盤が回復しないとしてもそのような状態と本件事故との相当因果関係は認められないこと .....	22
(3) 小括 .....	24
3 仮に「故郷喪失・変容」による精神的苦痛を慰謝料額で評価するとしても、「避難慰謝料」の余剰分が斟酌される必要があること .....	24
4 「損害」の評価における原告ら主張の誤り .....	26
(1) 中間指針等を踏まえた自主賠償基準による賠償が「最低限度の賠償」であって、これによる賠償対象とされていない要素があるとの主張の誤り .....	26
(2) 原告らの主張する「故郷喪失慰謝料」の要素をみても、別途の損害として賠償の対象とすることは同一の考慮要素を二重・三重評価し過大な慰謝料額の認定を招くこと .....	31
(3) 原告らの主張する慰謝料額について .....	36

<u>第3 被告が支払済みの賠償額が十分なものであり、それを超える精神的損害は認められないこと .....</u>	37
1 中間指針の機能・位置付けからは、安易に中間指針等による賠償額を超える損害が認められるべきでないこと .....	37
(1) 原賠法が制度化した紛争処理システムからくる裁量の限界 .....	37
(2) 中間指針等を踏まえた慰謝料額は原告らの精神的損害を十分に填補する水準にあること .....	41
(3) 自主賠償額を超える慰謝料の認定は限定的であるべきであり、自主賠償額を下回る慰謝料の認定も認められるべきこと .....	43
2 財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること .....	46

(1) 慰謝料の認定において財産的損害の賠償状況が十分に考慮されなければならないこと.....	46
(2) 財産的損害を含めて十分な賠償が行われ、本件事故前後の「差」としての損害が填補されていること.....	49
3 慰謝料の増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はないこと.....	52
4 賠償額の十分性 .....	53
(1) 区域の客観的状況（山木屋地区） .....	54
(2) 被告による賠償の概要 .....	56
(3) 本件原告らに対する既払い金を踏まえた賠償の十分性.....	57
(4) 裁判例等との比較からも十分な賠償金額であること.....	60
<u>第4 財物損害の請求について.....</u>	66
1 居住用不動産に関する請求について.....	66
(1) はじめに .....	66
(2) 被告による賠償の概要とその十分性 .....	67
(3) 原告らの主張の誤り .....	69
2 家財に関する請求について .....	70
(1) 原告らの請求.....	70
(2) 被告の賠償基準を超える損害の発生が認められないこと .....	70
3 財物損害についての小括.....	72
<u>第5 弁済の抗弁.....</u>	72
1 弁済の抗弁に関する考え方（費目を問わず弁済充当されるべきであること） .....	73

(1) 本件事故に基づく損害賠償請求権である以上、損害の費目を問わず請求権として1個であること.....	73
(2) 一部請求における弁済の抗弁の判断方法について .....	75
(3) 訴訟物1個説及び外側説からの帰結 .....	76
(4) 当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべきであること .....	76
(5) 裁判例 .....	78
(6) 小括 .....	80
2 世帯構成員間の弁済の充当が認められるべきであること .....	81
(1) はじめに .....	81
(2) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分の賠償金を一括して受領すること .....	81
(3) 世帯構成員全員の損害を填補するものとして当然に弁済充当されるべきこと .....	82
(4) 出捐の受益者が不可分であること .....	83
(5) 裁判例等 .....	84
(6) 世帯内充当の方法 .....	88
<u>第6 結語 .....</u>	89

## 第1 はじめに

### 1 本件訴訟における原告らの請求について

本件訴訟は、本件事故当時、福島県伊達郡川俣町の山木屋地区（旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域）に居住していた原告らが、被告に対し、民法709条又は原賠法3条1項に基づき、本件事故による精神的損害（慰謝料）及び財物損害（家財、居住用不動産）の賠償を求めるものである。

慰謝料の請求に関しては、原告らは「避難慰謝料」として、本件事故発生から各自月額50万円を請求するのに加えて、「故郷喪失・変容慰謝料」として各自2000万円を請求している。また、財物損害の賠償請求に関しては、「家財」につき損害保険料率算出機構の調査に基づく世帯人数・世帯主年齢ごとの一定金額を請求するほか、一部の原告らが居住用不動産（土地・建物）について「平成23年度フラット35利用者調査報告」における不動産取得費の全国平均値相当額を請求する。また、あわせて、平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金及び弁護士費用の支払を求めている。

かかる請求に当たり、原告らは、「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」が侵害されたと主張する。

しかしながら、このような原告らの主張は、被侵害利益と損害の捉え方を誤っており、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく金額を超える慰謝料は到底認められない。すなわち、原告らが主張する「故郷」なるものはその外延のみならず中核的な内容すらも不明確であるが、法律上保護される利益ではない。仮にこの点を措くとしても、原告らの主張によれば、「避難慰謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」はいずれも本件事故による「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」の侵害によって生じたものであるという点において共通し、原告らが「避難慰

謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」のそれぞれについて挙げる要素にも重複があるため、これらを別個に算定する場合には重複する要素を損害として二重評価する結果を生じ、損害の評価として妥当でない。

他方、被告は、原告らに対し、精神的損害として各自 850 万円を賠償しており、かかる慰謝料の金額自体、利益侵害の程度に鑑みて十分な水準にあるといえるものであるが、さらに、これらの慰謝料とは別途に各種の財産的損害の賠償も行っている。

このような賠償の実態を勘案すれば、原告らが本件事故によって被った損害については既払いの賠償金によって十分に填補されていることが明らかである。

したがって、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

## 2 本件の認定・判断に当たって留意されるべき点

上記のような原告らの請求について認定・判断をするに当たっては、特に次の点に留意すべきである。

### (1) 精神的損害の算定における裁判所の裁量の限界について

第 1 に、精神的損害の算定に関する裁判所の裁量には内在的な限界があることに留意する必要がある。

すなわち、精神的損害の額は、精神的苦痛の程度を比較した上で客観的・数量的に把握することが困難であるため、その評価・算定は裁判所の裁量によるが、それは完全な自由裁量ではなく、裁判所の裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲内にとどまることを要する（最判平成 6 年 2 月 22 日民集 48 卷 2 号 441 頁）。

本件事故による原告らの精神的損害の評価・算定に当たっても、社会通念により相当として容認され得る範囲内の裁量権の行使であるといえなければならないところ、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく賠償額は、過去の裁判例等に照らしても十分な水準にあり、そのような先例について何ら参考・検討することなく損害額の評価・算定を行うことは裁判所の裁量権を逸脱するものである。

また、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、判例上も、前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁が「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまるこことを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるか否かが慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素とされている。この点、被告は精神的損害の賠償とは別途に、財産的損害についても各種の項目による手厚い賠償を行っており、本件訴訟の原告らもその多くが精神的損害のほかにこうした財産的損害の賠償を累次にわたって請求・受領している。そのような賠償が原告らを含む被災者にとって避難先での生活の安定を取り戻す一助となり、最終的に避難を終えて新たな生活基盤や平穏な生活を回復するのに大いに寄与していることは明らかである。精神的損害の算定においては、このような賠償全体の状況が十分に考慮されるべきであって、これを考慮することなく精神的損害の評価・算定がなされる場合には、裁量権の行使として社会通念上相当な範囲を逸脱するものというべきである。

## (2) 原子力損害賠償紛争審査会の制度趣旨及び「一般的な指針」の果たすべき機能について

第2に、原子力損害の特殊性に照らして原賠法が制度化した紛争処理システムとしての原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の制度趣旨と審査会の定める指針の果たすべき機能についても、十分に留意する必要がある。

すなわち、原賠法が定める審査会制度（同法18条1項）は、原子力損害に関する紛争が極めて多数に及び得るという特殊性に配慮して、裁判所が膨大な数の訴訟でいわばパンクして、原子力事故の被害救済が遅延し、ひいては、原子力事故に関係ない一般事件の解決を遅延させる状態になることを防ぐため、法が特に制度化したものであり、そのような制度趣旨からすると、審査会が定める「一般的な指針」としての中間指針等がその機能を果たすためには、その性質上、当然に大多数の者の被害を填補するに足りる基準を定めるものでなければならない。

もちろん、精神的損害の評価・算定において考慮されるべき要素は個々の被害者によって異なり、精神的損害の額も被害者の個別事情によって異なるものであることから、個別の被害者に係る精神的苦痛の内容によっては、中間指針等が定める額を超える損害が評価・算定され得ることは否定されない。

しかしながら、中間指針等が「一般的な指針」としての機能を果たすためには、被害者固有の個別具体的な事情について具体的な主張及び証拠に基づく認定がなされる場合は格別、そうでない限り、「中間指針等が定める賠償額」を超える損害を認定することは原賠法の趣旨に著しく反するものである。

これらの点については後記「第3」1において詳述する。

(3) 損害をその費目・名目により細分化し、中間指針等で評価し尽くされていない精神的損害を殊更に見出そうとすることは「損害」の誤った捉え方であること

原告らは、「故郷喪失・変容慰謝料」は中間指針等が示す賠償額に含まれていないとして、「避難慰謝料」とは別途に慰謝料を請求している。

しかし、そもそも人がなんらかの精神的苦痛を受ける場合には、その精神が一体として影響を受けるものであり、受けた苦痛についてその内容ごとに細分化し、あるいは一定の時間で区切って評価することは本来的に不可能である。換言すれば、精神的苦痛はその性質上、細分化ができないものである。

加えて、中間指針等に定める慰謝料は、相当期間にわたる避難により元の居住場所の周辺環境が一定程度変容することも含め、類型的に想定される本件事故前後の生活状況・生活環境の変化による不便やストレスなど一切の精神的苦痛を織り込んだものである。そうであるにもかかわらず、請求者が損害をその費目・名目により細分化し、中間指針等に定める項目と異なる費目・名目の上で請求しさえすれば中間指針等が賠償対象としている損害の賠償請求が認容されるとするならば、多数の者がそのように中間指針等が定める費目・名目を異なる請求を行うことになってしまい、結局のところ、中間指針等は原子力損害の賠償に関する「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」としての機能を果たすことができなくなる。

したがって、損害をその費目・名目により細分化し、中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準による慰謝料の対象を精神的苦痛の要素のうち一部のみに限定されたものと捉え、それでは評価し尽くされ

ていない精神的損害を殊更に見出そうとする原告らの「損害」の捉え方は根本的に誤っている。

この点については後記「第2」4(1)において詳述する。

### 3 本書の構成

以上を踏まえ、本書面においては、まずは慰謝料に関し、原告らの主張する被侵害利益の捉え方及び慰謝料の算定の誤り（「故郷」は不法行為における損害賠償の対象となる「法律上保護される利益」にあたらないこと、仮に「故郷」に関する利益を法益とみたとしても避難指示解除後「相当期間」が経過した後においては「故郷」に関する利益の違法な侵害が継続しているとは評価し得ないこと、精神的損害をその費目・名目により細分化し中間指針等で評価し尽くせない精神的損害を見出そうすることは「損害」の誤った捉え方であること等）を指摘した上で（下記「第2」）、被告による賠償金額が十分なものであってさらに賠償されるべき精神的損害は認められないことに関し、総論的な視点（中間指針等の機能・位置付けの点、財産的損害を含めて手厚い賠償がなされている点等）（下記「第3」1～3）及び本件事故時点での原告らの居住地の事情に鑑みた賠償額の十分性（下記「第3」4）を論じる。

これに続けて、財物損害の請求についても被告の自主賠償基準を超える損害が認められないことを述べ（下記「第4」）、最後に、仮に損害が認められるとした場合の弁済の抗弁に関する考え方について詳述する（下記「第5」）。

なお、本書のほか、原告ら各人の個別事情を踏まえた主張については各個別準備書面において詳述するとおりである。

## 第2 原告らの主張の誤り

原告らの主張には、「法律上保護される利益」の捉え方、当該利益に対する「侵害」の有無の理解及び「損害」の捉え方に誤りがある。

1 「故郷」に関する利益は不法行為における損害賠償の対象となる「法律上保護される利益」にあたらないこと

(1) 「故郷」に関する利益はその外延のみならず中核的な内容すら不明確であり、法律上保護される利益といえないこと

ア はじめに

原告らは、「避難慰謝料」として各自月額50万円の請求のほかに、「故郷喪失・変容慰謝料」として各自2000万円を請求している。

原告らが「故郷喪失・変容慰謝料」と呼称する慰謝料については、「故郷」に関する利益なるものが不法行為における損害賠償の対象となる法律上保護される利益に該当するか否かがまず問題とされる必要がある。

この点、法律上保護される利益といえるためには、利益の客体・内容が明確であり、利益帰属主体の範囲が明確である必要があるところ

(潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』(信山社出版、2009年)

33頁)、原告らのいう「故郷」なる概念は、これに関する利益が法律上保護される利益とみるにはあまりにその内容・客体も帰属主体の範囲も不明確である(下記イ)。また、そのような不明確な概念に関する利益を法律上保護される利益と捉えることは、他者の権利に対する制約を生じる範囲が不明確であるという点からも問題があることから(下記ウ)、これを法律上保護される利益に当たると解することは大いに疑問があるといわざるを得ない。以下、これらの点について詳述する。

## イ 「故郷」なる概念は権利としての外延はもとより、その中核すら不明確であること

原告らは「故郷」に関する利益の内容・範囲について必ずしも明確に定義をしているものではないが、原告らは従前の主張書面において、「自然環境」「経済」「文化（社会・政治）」といった「複数の要素からなる」「諸条件」（原告ら「準備書面（46）」9～10頁ほか）、「日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件であり、人が日々年々営み（自然との間の物質代謝）を通じてつくりあげてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などを含む一切」（原告ら「準備書面（400）」15頁ほか）、あるいは「地域生活」「職業生活」「自宅・家族生活」「地域の自然」「精神的なよりどころ」（原告ら「準備書面（402）」9～10頁）であるなどと主張する。

しかし、原告らが主張する「故郷」に関する利益なるものは、法律上保護される利益とみるには、その利益の客体・内容の面からみても、あるいは利益帰属主体の面からみても、あまりに不明確である。

すなわち、まず利益の客体・内容の明確性の面からみて、原告ら各自がそれぞれの「自然環境」「経済」「文化（社会・政治）」「基盤的条件」「経済的・社会的諸関係」「地域生活」「職業生活」「自宅・家族生活」の中で生活を送っていたとしても、当該地域の住民各自の権利として、それらの「諸条件」を利用する排他的な権利が当然に認められるものではない。これらの内容は多種多様であって、例えばこれらのうち「自然環境」など1つをとっても、具体的にどのような内容がその対象となるもので、どのような利益の限度でそこから得

られる効用を法律上保護される利益とみることができるのか、全く不明である。

次に、利益帰属主体の明確性の面からみても、特定の地域に「自然環境」「経済」「文化（社会・政治）」「基盤的条件」「経済的・社会的諸関係」「地域生活」「職業生活」「自宅・家族生活」からなる一定の事実状態があったとしても、地理的にいかなる範囲の住民を利益帰属主体としてみるのか、あるいは時的にみて、本件事故時点の住民であれば足りるのか、一定年数以上当該地域で生活をしている者に限られるのか、将来移住することを具体的に予定している者にも利益の帰属が認められるのか、現在は他の地域に居住しているものの当該地域で生まれ育ったような者はどうなのかななど、利益帰属主体となり得る範囲を画すこと自体に無理がある。

そもそも原告らは「（諸）条件」なるものを「故郷」に関する利益の説明として述べるが、周囲の環境や状況が一定の「（諸）条件」にあることによって利益を受けていた者があるとしても、「（諸）条件」などというものは変化することをむしろ前提とするものであって、不変であることは何ら保障されるものではなく、「（諸）条件」が法律上保護されることは到底解し得ない。

さらに、原告らは「故郷」に関する利益の要素として「精神的なよりどころ」をも挙げるが、「故郷」に対する思い入れの内容や程度、それが「精神的なよりどころ」といえる存在であるかについては個々人によって様々であって、「故郷」を「精神的なよりどころ」と位置付け、そこに価値を見出すか否か、価値を見出すとしてもどの程度重んじるかは個々人の価値観等によって大きく異なる。このように、住民一人一人の「故郷」への想いが千差万別である以上、「故郷」の変容が住民に精神的な損害を与えたという決め付け自体が不可能という

べきであって、「故郷」は「正当な理由がない限り侵してはならないもの」という観念さえ共有されているものではなく、独立した法的利利益として、あるいは当然に侵害されるべきでないものと性格付けるための基本的な共通認識がないといえ（乙B163〔千葉先生意見書（いわき）〕22～23頁）、最高裁判所の判例においても、この種の個人の思いや心情などは、法律上保護される利益として認められない<sup>1</sup>。

このように、原告らの主張する「故郷」に関する利益は、外延（広がり）が不明確であるばかりか、その意味する中核的内容すら明確でなく、他の法益と独立に法律上保護される利益と捉えることは到底できない。

#### ウ 「故郷」に関する利益なる不明確なものを法律上保護される利益とみることは他者の権利に対する制約の観点からも問題があること

そもそも、新たな権利を創造することは、それにより同時に他人の権利を制約することになり得るところ、多数の者の間の権利関係を相互の妥協のもとで調整する一般的なルールは、民主的な立法過程において作られる必要がある。不法行為法上の新しい法益を創出する場合にも、国民一般の注意義務の対象が新たに生成されるので、多数の者の間の権利関係を相互妥協のもとで調整すべく、民主的な立法過程を

<sup>1</sup> このような個人の思いや心情等について法律上保護される利益と認めなかつた最高裁判所の判例として、静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益を否定したいわゆる殉職自衛官合祀拒否損害賠償請求訴訟に係る最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁、首相が靖国神社を参拝したことにより心情ないし宗教上の感情が害されたとしても法的利益の侵害があったとはいえないとした、いわゆる靖国参拝訴訟に係る最判平成18年6月23日集民220号573頁、住居から葬儀場の様子が見えることによる主観的な不快感について法益侵害を否定した最判平成22年6月29日集民234号159頁などがある。

経る必要があるのが原則であり（阿部泰隆「景観権は私法的（司法的）に形成されるか（上）」自治研究81巻（2005年）2号3頁以下、能見善久「日本私法学会シンポジウム資料 新しい法益と不法行為法の課題 報告I 総論」NBL936号（2010年）8頁以下）、立法過程を経ずに、裁判所がなし得るのは、既に広く国民一般の間で疑問なく受け入れられた利益を追認することにとどまる（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁（みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を認めたもの）、最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁（前科をみだりに公開されない利益を認めたもの）など参照）。

判例においても、法令に手掛かりのない利益は一般に法律上保護される利益とは認められておらず、例えば、県文化財保護条例に基づく遺跡の史跡指定解除処分に対する取消請求に関し、国民の文化財享有権を根拠に原告適格が認められるかが問題となった最判平成元年6月20日集民157号163頁においても、「文化財享有権なる観念は、いまだ法律上の具体的権利とは認められない」と判示されている。

また、「景観利益」について法律上保護される利益であると認めた最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁も、景観の保護を目的とした法律や条例が制定されていることを理由に挙げて、「法律上保護に値する」と判断しているもので、「景観利益の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることとなり、その範囲・内容等をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるのであるから、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものということができる」と述べている。

このような観点から原告らの主張する「故郷」に関する利益について検討すると、「故郷」に関する利益なるものは、法規制によって維持されることが保障されているものではなく、むしろ、原告らのいうような「自然環境」「経済」「文化（社会・政治）」「基盤的条件」「経済的・社会的諸関係」「地域生活」「職業生活」「自宅・家族生活」等の「諸条件」は一定の状態で長期間固定されたまま存在するものではなく、不斷に変化するものである。そうである以上、その地域に居住する住民において、あるいは個々人において、それが長期的に保持し得ることを期待できるものでもなく、特定の個人がある時期にある場所においてこれらの「諸条件」のもとで一定の利益を得ていたとしても、それは一定の条件が備わっていたことによる反射的利益にすぎないものであり、仮に当該個人がそのような条件が将来にわたつて継続されることを望み、期待していたとしても、それはあくまで事実上の期待にすぎず、それを法的保護に値する期待とみることはできない（乙B163〔千葉先生意見書（いわき）〕21～23頁）。

## （2）「故郷」に関する利益は個人に帰属する利益ともみられないこと

原告らのいう「故郷」に関する利益は、個人を取り巻く生活環境の全般を指すものとも理解されるが、生活環境に関する利益は、それを利益と観念するとしても、不特定多数者の集団的利益又は一般的公益に属する利益にすぎず、これを住民個人に帰属する法律上保護される利益とみることもできない。

この点、自転車競技法4条2項に基づく場外車券販売施設の設置許可に対する取消請求の事案に関する最判平成21年10月15日民集63巻8号1711頁においては、原審が、当該施設の周辺住民等に、違法な場外施設の設置許可に起因する善良な風俗及び生活環境に対する

る著しい被害を受けないという具体的利益があると認めたのに対し、これを破棄し、「場外施設が設置、運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通、風紀、教育など広い意味での生活環境の悪化であって、その設置、運営により、直ちに周辺住民等の生命、身体の安全や健康が脅かされたり、その財産に著しい被害が生じたりすることまでは想定し難いところである。そして、このような生活環境に関する利益は、基本的には公益に属する利益というべきであって、法令に手掛りとなることが明らかな規定がないにもかかわらず、当然に、法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難といわざるを得ない。」として、生活環境に関する利益が個々の周辺住民の個別的利益ではないと判示している<sup>2</sup>。

また、原告らが「故郷」に関する利益の要素として挙げるもののうち、「基盤的条件」は、地域の生活インフラの状態を指すものであると理解されるが、地域の生活インフラの維持・充実はその多くが国や自治体の行政裁量の下、有限の予算の中で実施されるものであり、個人が国や自治体に対して、（生存権の保障の範囲で不可欠な生活インフラが維持されるべきであるとしても、それを超えて）生活インフラを一定の状態のままで維持することを求める権利はないといわざるを得ず、まして、一私人（法人）に対してそれを求める権利がないことは明白である。

---

<sup>2</sup> この判例は、抗告訴訟における原告適格に関して、「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法9条1項）の該当性が問題となったものであるが、「生活環境」に関する利益が基本的に「公益に属する利益」であり、生活環境の悪化が直ちに個々人の個別的利益の侵害として評価されるものでないことを示したものである。

したがって、「故郷」に関する利益を原告らが挙げる要素のうち地域の生活インフラを構成する要素に着目したとしても、個人に帰属する利益とは認められない。

2 仮に「故郷」に関する利益を法益とみたとしても、避難指示解除後「相当期間」が経過した後においては「故郷」に関する利益の違法な侵害が継続しているとは評価し得ず、また本件事故と生活基盤が回復しないこととの相当因果関係も認められないこと

仮に「故郷」に関する利益を法律上保護される利益とみたとしても、避難指示解除後「相当期間」が経過した後においては、「故郷」に関する利益に対する違法な侵害が継続しているとは評価し得ず、また「相当期間」経過後に本件事故と生活基盤が回復しないとしてもそのような状態と本件事故との間には相当因果関係が認められない。以下、この点について述べる。

(1) 避難指示解除後「相当期間」が経過した後においては、「故郷」に関する利益に対する違法な侵害が継続しているとは評価し得ないこと

ある利益が法律上保護される利益と認められる場合も、常に絶対的な保護を受けるとは限らず、その利益の性質如何によっては、加害行為の態様との相関関係により不法行為の成否が決せられる（大塚直「日本私法学会シンポジウム資料 新しい法益と不法行為法の課題 報告IV 公害・環境、医療分野における権利利益侵害要件」NBL936号（2010年）40頁以下）。「景観利益」が一定の場合に法律上保護される利益と認めた前掲・最判平成18年3月30日も、景観利益の侵害が認められるための要件として、「ある行為が景観利益

に対する違法な侵害にあたるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」と判示している。

原告らのいう「故郷」に関する利益についても、これに対する違法な侵害に当たるといえるためには、加害行為の態様として、「少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる」とこととなる。

そこで、侵害行為の態様をみると、被告においては、本件事故のような事態に至るのを避けるための措置を講じていた（したがって故意や重過失がないのはいうまでもない。）のは無論のこと、本件事故後もまさに「故郷」に関連する利益が失われないように、国や自治体の除染等事業への協力や復旧作業を行うほか、被害者に対しては帰還に必要な移動費用や新たな住居取得のための費用も賠償し、さらには自治体等に対する除染費用等の賠償を行っていた。そのほかにも、延べ人数で50万人に及ぶ従業員による復興推進活動（現地での清掃・片付け、除草・除雪等の作業の手伝いのほか、一時帰宅者の受付や見回り活動等）や延べ約40万人にも及ぶ除染等推進活動（除染に関する現地調査等）も行っており（乙B195）、地域の環境的条件の回復に向けた各種の措置を講じていた。

他方、本件事故による避難を余儀なくされるのは避難指示の期間に限られており、避難指示が解除されて以降は、元の居住地に帰還し生活するという選択が可能となる。避難を余儀なくされた住民が元の居

住地に帰還するにあたっては、その準備期間として「相当期間」の猶予が必要であるとしても、そのような猶予期間は（就労や就学上の都合を踏まえても）通常は1年あれば足りると考えられる。

そうすると、侵害行為の態様との相関関係で「故郷」に関する利益の侵害をみた場合、遅くとも避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後は、本件事故による「生活基盤」の侵害行為が「刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当する」ような要素は何らないといえる。なお、中間指針第四次追捕は、「中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている『避難指示等の解除等から相当期間経過後』の『相当期間』は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。」とし、避難指示解除後の「相当期間」の目安を1年と定めている（乙B5〔中間指針第四次追補〕4～5頁）。

この点、山木屋地区に関しても、避難指示解除後の状況をありのままにみれば、実際には、避難指示の解除に伴い学校や医療機関、小売業の店舗等が相当数再開され（被告「準備書面（291）」13～20頁）、人口に関しても避難指示解除直後の平成29年4月1日時点で102人、避難指示解除から1年の「相当期間」が経過した同30年4月1日時点で302人が現に山木屋地区に帰還して生活を送っており（乙B196。なお本件事故時点での人口は1259人（乙B196））、本件事故時点での人口からは減少しているものの、同地区で現に日常生活を送っている人々が相当数あることが確認される。すなわち、山木屋地区の生活基盤は日常生活を送ることに支障を生じない程度に整備されており、現にそのような生活基盤の中で相当数の住民によって生活が営まれていることとなる。このような地域のありよ

うからすれば、遅くとも避難指示解除後 1 年の「相当期間」が経過した時点では、同地区に居住する住民各人の法益が本件事故により違法に侵害された状況は解消されているといえる。

以上により、遅くとも避難指示解除後 1 年の「相当期間」が経過した後においては、「故郷」に関する利益に対する違法な侵害が継続しているとは評価し得ない。

(2) 避難指示解除後 1 年の「相当期間」が経過した後に生活基盤が回復しないとしてもそのような状態と本件事故との相当因果関係は認められないこと

また、相当因果関係の観点からも、避難指示解除後「相当期間」が経過した後の地域の状況に関し、本件事故による法律上保護される利益の侵害はない。すなわち、避難指示が解除された後「相当期間」が経過した時点以降の状況が本件事故時点の状況まで戻らないとしても、それは住民であった者らの一部が各自の判断として帰還しないこととした結果によるものであって、本件事故によるものではない。

この点、避難先において生活基盤を確立したこと等により、元の居住地の生活基盤の整備状況のいかんにかかわらず他所に移住をする判断をする者もいる一方、帰還をするという選択肢を検討するに際しては、元の居住地の生活基盤の整備状況がその判断に影響すると考えられるところ、生活基盤の整備状況は国や自治体等による行政的な施策や自主的な町づくり等に多分に依拠するものである。したがって、避難指示解除後の「相当期間」が経過した後の生活基盤が本件事故時点の状況まで完全に回復しないとしても、それが本件事故から直ちに帰結されるものではないし、本件事故と生活基盤が回復しないこととの間の相当因果関係も認め難い（乙 B 1 9 7 [千葉先生意見書（小

高) ] 25~26頁)。その上で各住民における各自の判断として帰還しないとの決定を選択することについて、被告はコントロールできない以上、各住民における選択の結果、帰還者が少ないと (特に若い世代が少ないと) について、これを被告の責任に帰することはできない。

これを本件訴訟についてみると、原告らは、山木屋地区には避難指示の解除後も避難者が戻らない状況が続いているとし、住民の帰還が進まないことを「故郷」に関する利益の侵害の内実を示す事情の一つとして述べる (原告ら「準備書面 (400)」20~21頁、同「準備書面 (461)」5~6頁等)。しかしながら、住民による避難の実施自体が本件事故に起因するものであるとしても、避難指示解除後に元の居住地に帰還するか、あるいは避難先で新たに築いた生活を維持しそこに定住 (移住) するかについては、各住民がそれぞれに判断する事項であるほか、居住者数の減少は本件事故以前からの長期的な傾向の延長であるという側面もあり (被告「準備書面 (291)」6~9頁)、本件事故の放射線の作用によって山木屋地区に居住し得ないことによるものではない。他方、山木屋地区の人口が本件事故時点の水準にまで戻っていない事実はあるものの、上述のとおり、避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後も帰還しない者があるとしてもそれは各自の判断によるものであって、その結果人口に減少が生じたことを被告の責任に帰することはできない。

そもそも人口が増加することが単純に当該地域の住民にとっての生活上の効用を高めるといえるか自体に疑問が存するものであり、結局のところ、原告らが主張するのは近隣住民の数や構成が変化することによるいわばノスタルジックな感情が害されたという限度を超えるものではない。

### (3) 小括

以上により、仮に「故郷」を法律上保護される利益とみたとしても、  
遅くとも避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後においては、  
「故郷」に関する利益に対する違法な侵害が継続しているとは評価し  
得ない。また「相当期間」経過後に生活基盤が回復しないとしても、  
これによる精神的苦痛と本件事故との間には相当因果関係が認められ  
ない。

3 仮に「故郷喪失・変容」による精神的苦痛を慰謝料額で評価するとしても、「避難慰謝料」の余剰分が斟酌される必要があること

上記1のとおり、「故郷」に関する利益は不法行為における損害賠償の対象となる「法律上保護される利益」にあたらないが、仮に原告らが「故郷喪失・変容」として主張する精神的苦痛を損害として評価するとしても、被告の自主賠償基準による精神的損害の賠償には余剰分が生じていることが斟酌される必要がある。

被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準により、本件事故から85か月間にわたり月額10万円の計算による金額（各自850万円）を精神的損害として賠償している。ここで、計算上の対象期間とされている85か月間は、山木屋地区についていえば、本件事故から避難指示が解除された平成29年3月末までの73か月間分に加えて、上記で述べた「相当期間」としての1年（12か月）分を含んでいる。

この点、本件事故による避難を余儀なくされるのは避難指示の期間に限られ、避難指示が解除されて以降は、元の居住地に帰還し生活するという選択が可能となる。そのため、「避難」に伴う精神的苦痛自体に対する慰謝料はその性質上、従前の生活の本拠地への帰還が可能となった時点で賠

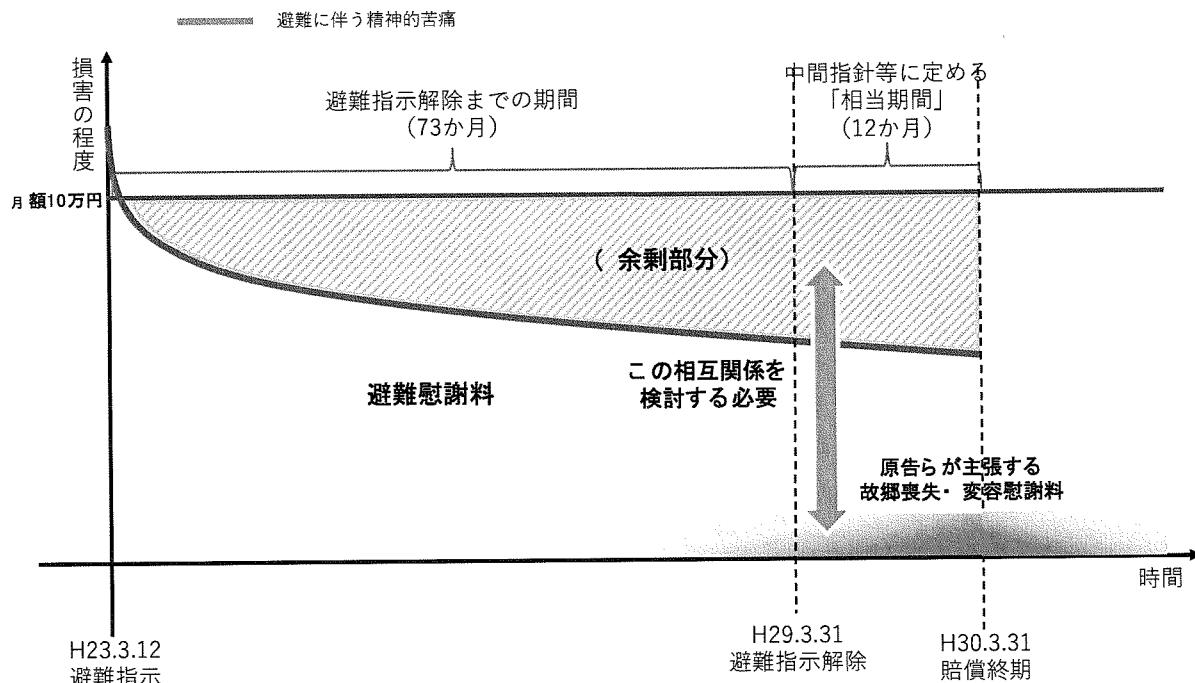
償の終期を迎えると解されるのであり、避難指示解除後 1 年の「相当期間」について被告が中間指針等を踏まえた自主賠償基準により支払っている精神的損害は、帰還後に生じるべき居住地の変容に伴う不便さに対する慰謝に充てられるものと解するほかない。

そして、中間指針等では、慰謝料を月額 10 万円と定めるに当たり、「本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額 4200 円。月額換算 12 万 600 円）を参考に」しているもので、本件事故後間もない時期の精神的苦痛に対するものとしても十分な水準にある上、「避難」に伴う精神的苦痛は当初は大きいが時間の経過とともに低減すると考えられることから<sup>3</sup>、精神的損害の額は、避難指示解除（平成 29 年 3 月 31 日）までの 73 か月分としては 730 万円を相当程度下回る金額になるはずであり、本件事故当初に比して精神的苦痛が軽減されている度合いに応じ、既払いの慰謝料には余剰部分が生じている（下図のオレンジ色斜線部分）とみることができる。

したがって、仮に原告らが主張する「故郷喪失・変容」による精神的苦痛を損害として評価し、かつ（避難に伴う精神的苦痛自体に対する慰謝料はその性質上、避難指示解除時点で賠償の終期を迎える、避難指示解除後 1 年の「相当期間」について被告が支払っている精神的損害は、帰還後に生じるべき居住地の変容に伴う不便さに対する慰謝に充てられるものと解するほかないが、仮にこの点を措いて）原告らが主張するように避難指示解除後にも現実の帰還までは避難に伴う精神的損害の発生が継続すると考えて考えたとしても、その金額の算定に当たっては、被告の自主賠償基準に基づく精神的損害の賠償において生じている余剰分との関係が考慮される

<sup>3</sup> なお、中間指針は、当初、精神的損害に関し、本件事故発生から 6 か月（第 1 期）は 1 人月額 10 万円を目安とし、第 1 期終了から 6 か月間（第 2 期）は、1 人月額 5 万円を目安としていた。

必要があり、「故郷喪失・変容」に対する評価部分がこの余剰分を超えるものでなければ、未払いの慰謝料は生じない。このような考慮を経ることなく慰謝料の認定がなされることがあってはならない。



#### 4 「損害」の評価における原告ら主張の誤り

(1) 中間指針等を踏まえた自主賠償基準による賠償が「最低限度の賠償」であって、これによる賠償対象とされていない要素があるとの主張の誤り

ア 中間指針等を踏まえた自主賠償基準による賠償は「最低限度の賠償水準」を定めたものではなく、類型的に想定し得る「最大限」の範囲を網羅した水準の金額を示すものであること

中間指針等は、後記「第3」1(1)で述べるとおり、原子力損害の賠償に関する「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、原賠法に基づき設置された原賠審により策定されたものであ

る（原賠法18条1項）。原賠法がこのような指針の策定を予定しているのは、以下の理由による。

すなわち、ひとたび原子力損害が生じれば、極めて多数の被害者が生じることが想定されるところ、それらの被害者に対して裁判における厳格な主張・立証手続を経て個別に相当因果関係の範囲内の損害であるか否かを判定した上で賠償する対応をとっていたのでは、被害者の迅速な救済をなし得ないことから、一定の定式化が可能な範囲で損害を「擬制」した形で自主賠償の扱いをすることで、はじめて円滑かつ公平な賠償を確保し、被害者の迅速な救済を達成することが可能となる。また、多数の被害者が被害の救済を求めて訴訟を提起すれば、訴訟が頻発して裁判所の処理能力を超え（いわば裁判所がパンクして）司法機能が停滞する事態となることが想定されるが、そのような事態となれば、原子力事故に關係のない一般事件の解決をも遅延させる状態を生じさせることとなる。自主賠償による解決の促進は、そのような事態を回避することをも企図している。このように、中間指針等は、被害者の迅速な救済を達成することのほか、司法機能の停滞を回避する機能を担うものとして策定されている。

とりわけ、慰謝料については、「いわば内心の痛みを与えられたことへの償いを意味し、その苦痛の程度を彼此比較した上、客観的・数量的に把握することは困難な性質のもの」であり（前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）、精神的苦痛の内容・程度は、被害者ごとに極めて多種多様であり、その考慮要素としても、被害者の年齢、学歴、職業、資産、収入、社会的地位等極めて多岐にわたるもののが想定されているのであって<sup>4</sup>、そのような被害者各自の個別の

<sup>4</sup> 窪田充見編『新注釈民法（15） 債権（8）』（有斐閣、2017年）884頁〔窪田充見〕。

事情を個別に認定するのでは、極めて多数の被害者に対する迅速な救済はなし得ず、司法機能全体に対する支障も回避し得ないことから、一定の「客観的な基準で類型化して処理する」ことが必要であり、中間指針等は、まさにそうした類型化した処理のための一定の客観的な基準として策定されたものである（乙B163〔千葉先生意見書（いわき）〕14頁）。被告の自主賠償基準もこのような中間指針等に従って定めたものであり、原賠法が中間指針等の策定を通じて企図しているのと同様の機能を担うものである。

以上のように、中間指針等及びこれを踏まえた被告の自主賠償基準の機能からみても、中間指針等は訴訟によらない当事者間での自主的な解決を図ることをその狙いとしており、被害者が訴訟外における紛争解決に応じやすくするという観点から、訴訟において通常認定される額よりも高額の（少なくともそれを下回ることのない）賠償額を示したものであるといえ（乙B163〔千葉先生意見書（いわき）〕13頁）、同基準に定める額の損害が被害者に「最低限」認められるような損害（最大公約数的な損害）を定めたものでないことは明らかである。むしろ、上記の中間指針等の機能からすれば、原賠審が定める「一般的な指針」は、大多数の者が訴訟に及ぶことのないような基準である必要があるのであって、例えば、被害者が100万人存在するとした場合、「一般的な指針」は50万人程度の被害者が損害填補として十分であると認識する基準（それでは残り50万人から訴えが提起される可能性があることになる。）ではなく、100万人に近い大多数の被害者にとって損害填補として十分な基準である必要があることになる。そうすると、中間指針等に定める賠償の内容は、大多数の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りるものでなければならず、賠償の対象としても賠償の額としても、

通常の被害状況として類型的に想定し得る最大限の範囲を網羅した水準の金額（大多数の者にとって被害の填補として十分な、損害を基礎付け得る類型的要素を網羅的に織り込んだ金額）を示すものでなければその機能を果たし得ない。

実際に、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による賠償実施の結果、  
対象となった被害者数約166万人に対して、訴訟の提起に至ったのは約1万3000人（令和2年8月末現在）にとどまっており（約0.8%）、帰還困難区域、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に居住していた者に限っても、被害者数約9万人に対して、訴訟を提起した人数は約3700人にとどまっている（約4.1%）。このことは、大多数の者にとって損害の填補として十分な金額水準にあるものとして受け容れる賠償額を提示していることの証左である。

したがって、中間指針等及びこれを踏まえた被告の自主賠償基準による賠償は「最低限度の賠償水準」を定めたものであるとの原告ら主張は誤りである。

イ 損害をその費目・名目により細分化し、中間指針等で評価し尽くされていない精神的損害を殊更に見出そうとするることは損害算定の誤った捉え方であること

原告らは、「中間指針等は、原告らが主張する避難慰謝料及び故郷喪失損害の要素のうち、一部のものしか賠償の対象として」おらず、特に、「故郷喪失・変容慰謝料」の要素は賠償対象に含まれていない旨主張する（原告ら「準備書面（402）」）。

しかし、そもそも人がなんらかの精神的苦痛を受ける場合には、その精神が一体として影響を受けるものであり、受けた苦痛についてその内容ごとに細分化し、あるいは一定の時間で区切って評価すること

は本来的に不可能である。換言すれば、精神的苦痛はその性質上、細分化ができないものである。

そして、上記アで述べたような中間指針等の機能に鑑みても、その定める慰謝料が精神的苦痛のうち一部の要素のみに向けられ、「故郷喪失・変容慰謝料」の対象となる精神的苦痛の基礎事情を慰謝料の考慮事情から類型的に排除し、賠償対象外としているなどということはあり得ない。むしろ中間指針等に定める慰謝料は、相当期間にわたる避難により元の居住場所の周辺環境が一定程度変容することも含め、類型的に想定される本件事故前後の生活状況・生活環境の変化による不便やストレスなど一切の精神的苦痛を織り込んだものであることは明らかである。

このことは、中間指針等を策定した原賠審において、避難者の精神的苦痛を基礎付ける要素として、「避難生活の不便さ」の他にも、「平穏な日常生活の喪失」や「自宅に帰れない苦痛」が挙げられており（乙B41）、中間指針等自体が慰謝料の対象となる精神的苦痛として「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安」を挙げていること（乙B5〔中間指針〕21頁）からも裏付けられる。

また、請求者が中間指針等に定める項目と異なる費目・名目のもとで請求しさえすれば中間指針等が賠償対象としていない損害の賠償請求が認容されるとするならば、多数の者がそのように費目・名目を異にする請求を行うことになってしまい、結局のところ、上記アで述べたような中間指針等の機能が果たせなくなる。

したがって、損害をその費目・名目により細分化し、中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準による慰謝料の対象を精神的苦痛の要

素のうち一部のみに限定されたものと捉え、それでは評価し尽くされていない精神的損害を殊更に見出そうとする原告らの損害の捉え方そのものが、根本的に誤っている。

(2) 原告らの主張する「故郷喪失慰謝料」の要素をみても、別途の損害として賠償の対象とすることは同一の考慮要素を二重・三重評価し過大な慰謝料額の認定を招くこと

ア 「故郷喪失慰謝料」を別途に評価することは慰謝料額の認定方法として不適切であること

後記「第3」1(2)のとおり、大多数の被害者が訴えを提起していない事実からも、原告らが指摘するような慰謝料の要素を勘案したとしても支払済みの慰謝料で不足があるわけではなく、(特別な事情から基準を上回る慰謝料額が個別・例外的に主張立証された場合を除き)中間指針等に定める額で損害が評価し尽くされていることは明らかである。

この点、原告ら自身、本件での請求における被侵害利益は(慰謝料の名目を問わず)平穏生活権、人格発達権であるとし、その上で、慰謝料の考慮要素として以下を挙げている(原告ら「準備書面(402)」9~10頁)。

#### 【避難慰謝料】

(a) 避難所の劣悪な環境

(b) 先行きの展望のなさ、情報不足、避難先地域住民とのコミュニケーションの困難(見知らぬ土地での生活上の不安)

(c) 避難行動の際における放射線被ばくによる健康不安やこれによって自ら同郷者に対する故なき社会的差別がされるとへの不安(被ばくによる不安・差別)

- (d) 失業、生きがいのない無為な生活（仕事や生きがいの喪失）
- (e) 家族と別々の避難、子世代の遠方避難（家族の離散）
- (f) 被害者同士等のあつれき。

#### 【故郷喪失・変容慰謝料】

- ① 地域生活の破壊
- ② 職業生活の喪失
- ③ 自宅・家族生活の破壊
- ④ 地域の自然との関わりを享受する故郷の破壊
- ⑤ 精神的なよりどころとしての故郷の破壊

これら「避難慰謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」の要素として挙げられている項目には、例えば「(e) 家族と別々の避難、子世代の遠方避難（家族の離散）」と「③自宅・家族生活の破壊」、「(d) 失業、生きがいのない無為な生活（仕事や生きがいの喪失）」と「②職業生活の喪失」など、明らかな重複がみられる。

また、「故郷喪失・変容慰謝料」の要素として挙げられている「①地域生活の破壊」は、地域の居住者が避難したことに伴う結果であって、「避難」と切り離すことができず、「避難慰謝料」に関する考慮要素と不可分である。

さらに、故郷喪失・変容慰謝料の要素として挙げられている「②職業生活の喪失」に関しては、職業を失ったこと等によって生じる経済的な損失（逸失利益）について、被告は慰謝料とは別途に就労不能損害等の賠償を実施しており、これによって損害が填補されることとなるのであって、職業生活の喪失に関し逸失利益の賠償とは別途に慰謝料の考慮要素として殊更に評価することは過剰な賠償を生じる。なお、就労不能損害の賠償に関し、被告は本件事故発生から平成26年

2月までの3年間を対象期間とするほか、これに加えて、平成26年3月以降も就労が出来ておらず、就労意思のある方（就労を再開もしくは就労再開に向けた活動をされている方）に対し、将来の生活に見通しをつけるための一定期間としてさらに1年の追加賠償を行い、さらに、就労が困難となる個別のやむを得ない事情がある場合には事情に応じて個別の対応を実施している。このような被告による就労不能損害の賠償は、裁判例においては職業を失ってから再就職に要するまでの合理的期間について概ね1年以内と判断されていること<sup>5</sup>と比較しても極めて長期間を対象とするものであるといえる。さらに、被告は就労不能損害の賠償について、本件事故以降に新たに就労した先の勤め先から得ている収入のうち、一定範囲（月額50万円を上限）については「特別の努力」により得られた収入として、賠償金から控除せずに支払いを行う取扱いをしている。このように、被告による就労

<sup>5</sup> 解雇に伴う逸失利益が請求された事案において、解雇後3か月をもって「本件解雇によって生じた賃金相当の逸失利益と認めるのが相当である」と判断した裁判例（東京地方裁判所平成27年2月27日判決・労働経済判例速報2240号13頁）、不当解雇による損害賠償等が請求された事案において、賃金概ね3か月分を解雇により生じた賃金に関する逸失利益と認めると判断した裁判例（東京地方裁判所平成23年11月25日判決・労働判例1045号39頁）、解雇による未払賃金相当額の逸失利益として、定年までに得られたであろう賃金相当額が逸失利益として請求された事案において、「本件解雇後、通常再就職に要する期間としても、長くとも一年程度と考えられることなどに照らせば」「不法行為と相当因果関係の認められる損害の範囲としては、一年分の給与相当額を限度とするのが相当である」と判断した裁判例（福岡地方裁判所飯塚支部平成25年3月27日判決・判例時報2195号135頁）、解雇時46歳の原告が約2年分の賃金相当額を逸失利益として請求した事案において、「本件解雇により、被告からの収入を絶たれ、その年齢から見ても再就職が困難な状況に置かれた」と指摘しつつ、「34週分……をもつて、被告による違法な本件解雇との相当因果関係のある損害（逸失利益）と解するのが相当である」と判断した裁判例（東京地方裁判所平成23年11月18日判決・労働判例1044号55頁）、勤続20年の女性労働者（年齢不詳）が整理解雇をされた事案において、「勤続年数、年齢、再就職の困難さ等、本件に顧れた一切の事情を考慮すると、退職時の月額給与33万円の6か月分（合計198万円）をもって相当因果関係のある損害とした原判決の判断は正当」とした裁判例（東京高等裁判所平成20年6月26日判決・労働判例978号93頁）、上司の長年のセクハラ行為により退職を余儀なくされた勤続29年の女性労働者（退職時50歳）について、その年齢等を考慮し「一般に求職活動期間として予想される以上の時間を要するであろうことは想像に難くない」として1年間を再就職することの困難な期間と認めたが、1年を超える部分の逸失利益を認めなかつた裁判例（青森地方裁判所平成16年12月24日判決・労働判例889号19頁）など。

不能損害の賠償は、それ自体、被害者に極めて有利となるような算定に基づく金額となっており、慰謝料の考慮要素として殊更に評価する余地はない。

以上のように、原告らが挙げる「故郷喪失・変容慰謝料」の要素をみても、「避難慰謝料」の考慮要素との重複あるいは被告による別の損害名目での賠償との重複が生じる。上記（1）においても述べたように、請求者が中間指針等に定める項目と異なる費目・名目のもとで請求しさえすれば中間指針等が賠償対象としていない損害の賠償請求が認容されるとするならば、多数の者がそのように費目・名目を異にする請求を行うことになってしまい、結局のところ、中間指針等はその機能を果たせなくなる。

したがって、「故郷喪失慰謝料」という名目の下で他の損害と別途の損害として賠償の対象とし、別途に慰謝料額を定めることは、損害額の算定方法として不適切である。

この点、避難に伴う精神的苦痛は時間の経過に伴って平穏な生活を回復し、これにより軽減するはずであるのに、中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準においては慰謝料を時間の経過とともに低減させることなく月額10万円の計算に基づき精神的損害を賠償することとしているのは、そのような精神的損害の賠償額において（地域の居住者が避難したことに伴う）地域生活の変容という要素も勘案しているからにほかならない。したがって、「故郷喪失・変容慰謝料」との名目の下、被告が支払っている慰謝料では填補されない別個の損害が生じているとするることは誤りである。

#### イ 本件事故に関する裁判例

本件事故に関する裁判例である東京地判平成31年3月27日は、「実質的に考えても、例えば、本件事故前住居地において行っていた日常生活上の活動が阻害されたことによる慰謝料は、慣れない場所・住居での避難生活を余儀なくされたことによって発生したと評価し得る一方で、日常生活上の活動の基盤となっていた生活基盤が損なわれたことによって発生したとも評価し得るものであり、親密な人間関係が損なわれたことについても、避難生活によって離散したことによるものであるとも、従前の生活基盤が損なわれたことによって離散を余儀なくされたことによるものであるとも評価し得るものであり、慰謝料Ⅰ（引用者注：放射能被ばくから生じる健康不安による慰謝料）と慰謝料Ⅱ（引用者注：人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による慰謝料）とは、その内容において截然と区別することが困難なものである。このような性質上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて慰謝料額を算定すると、同一の事由を二重に評価するおそれがある。」と説示している（乙A42の128頁以下）。

また、同じく本件事故に関する裁判例である福島地判平成29年10月10日判時2536号3頁においても、原告らは、人が生まれてから成長し、人格形成をするための前提となる価値の集積・結合体である「生存と人格形成の基盤」自体を破壊され、その相当部分を毀損されたなどとして、本件事故によって「ふるさと」を喪失するという精神的損害を被ったと主張したのに対し、裁判所は「原告らの主張する『ふるさと』は、平穏生活権侵害の要素として考慮するならばともかく、個人に帰属する独立した不法行為上の保護法益として認めるにはその外延が明確でなく、これを平穏生活権侵害の賠償と別個独立の損害として賠償の対象とすることは困難である。」と説示した（同判決・293頁）。

本件の原告らがいう「故郷」についても、上記裁判例が説示したように、「個人に帰属する独立した不法行為上の保護法益として認めるにはその外延が明確でなく、これを平穏生活権侵害の賠償と別個独立の損害として賠償の対象とすることは困難である」といわざるを得ない。

### (3) 原告らの主張する慰謝料額について

以下においては、原告らによる慰謝料額の主張の誤りについて念のため指摘する。

原告らは、「避難慰謝料」として各自月額 50 万円、「故郷喪失・変容慰謝料」として各自 2000 万円を請求する。

このうち「避難慰謝料」に関しては、原告らは、避難生活による精神的苦痛を金銭的に評価した場合、「入院慰謝料（「赤い本」別表 I による月額 53 万円）に匹敵するものというべき」などとして、各自月額 50 万円を請求する（「訴状」102 頁）。しかし、元の居住地からの避難を余儀なくされたとはいえ、避難当初の時期ですら、身体に傷害を負って医療機関等での入院生活を余儀なくされたことによる精神的苦痛に匹敵する苦痛が生じたものとはいえないことに加え、避難生活による精神的苦痛は避難当初の時期には苦痛が大きいものの、その後避難先での生活の落ち着きに伴って低減するものである以上、入院慰謝料に匹敵する精神的苦痛が本件事故後の長期間にわたり等しく生じるとは評価し得ない。

また、「故郷喪失・変容慰謝料」として原告らは各自 2000 万円を請求する。「故郷喪失・変容慰謝料」を「避難慰謝料」とは別途に評価・算定されるべきでない旨については上記（1）イ及び（2）のとおりであるが、仮にこの点を措くとしても、2000 万円という金

額は「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準（（財）日弁連交通事故相談センター東京支部2011年版）」（いわゆる「赤い本」）記載の死亡慰謝料（一家の支柱や母親・配偶者以外の者につき2000～2200万円）にも匹敵し得る水準の金額であり、避難慰謝料と別途にこのような金額が認められる理由はない。

以上により、原告らによる慰謝料額の主張はいずれも誤りである。

### 第3 被告が支払済みの賠償額が十分なものであり、それを超える精神的損害は認められないこと

- 1 中間指針の機能・位置付けからは、安易に中間指針等による賠償額を超える損害が認められるべきでないこと

#### （1）原賠法が制度化した紛争処理システムからくる裁量の限界

精神的損害の評価・算定における考慮要素は、個々の被害者によって異なるものであり、したがって精神的損害の額も被害者の個別事情によって当然に異なる。このような精神的損害の評価・算定の特殊性に照らし、精神的損害は裁判所の裁量により評価・算定される（最判昭和38年3月26日第三小法廷判決・集民65号241頁）。

このような裁判所の裁量には、2つの限界がある。

第1の限界は、精神的損害の評価・算定が被害者の個別事情に基づく裁量評価であることから来る内在的な限界である。この点については、後記4（4）において、参考となる裁判例について述べる。

第2の限界は、原子力損害の特殊性に照らして、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る限界である。

すなわち、原子力発電所等において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様

なものにわたり、原子力損害の賠償をめぐる紛争が多数生ずることが予想される。そして、多数の紛争が裁判所に係属した結果、事件処理に長時間を要し、裁判所が膨大な数の訴訟でいわばパンクすることになり、原子力事故によって被害を受けた多数の者の救済が遅延するのみならず、そのような事態となれば、ひいては原子力事故とは無関係の一般的の事件処理もが遅滞することは必至である。そのような事態が生じれば、原子力事故の被害者のみならず、国民一般の裁判を受ける権利が害されることにもなり得る。

そこで、原賠法18条1項は、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この章において「審査会」という。）を置くことができる。」と定め、迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定とともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（同条2項1号）と並び、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同条2項2号）を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討をし、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定

の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の平成23年4月11日付にて第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、その後原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定等の指針が順次策定されている。

本件事故に関して設置された審査会の委員は計10名であるが、審査会設置当時の委員の構成としては、法律の専門家が6名（民法の研究者が3名、環境法の研究者が1名、行政法の研究者が1名、弁護士（元東京高裁判事）が1名）であった。また、これら委員のうちの研究者の多くは、東海村JCO臨界事故あるいは原賠法の改正にも関与しており、中間指針等の策定に当たってはその知見や経験が最大限活用されたといえる。

審査会は、その所掌事務である「一般的な指針」の策定に向け、平成23年4月に設置されて以来、公開の場での審議を重ね、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体等からの聴取等を行い、その被害の実情を把握した上で、多数の被害者に対して適用されるべき原子力損害の賠償の範囲・基準について、中間指針等を策定・公表している。

実際にも、このような経緯で策定・公表されている中間指針等は、自主的な紛争の解決において用いられ、圧倒的多数の被害者が同指針に基づく賠償を受け入れて訴訟に至ることなく紛争が解決されている。  
このような訴訟外での紛争解決が促進されることにより、審査会が企図したとおり、膨大な数の訴訟提起がなされることにより司法全体の

処理容量の限界を超える事態となることが回避されているのであって、  
中間指針等は本件事故に関する紛争解決に当たって重要な役割を果た  
しているといえる。このように、中間指針等は本件事故から生じる被  
害に対する現実的な司法的救済のスキームとして実際に十分に機能し  
ているものであって、尊重されるべき実質を有する（乙B163〔千  
葉先生意見書（いわき）〕4～8頁）。

以上のような原賠法に基づく紛争審査会制度の趣旨に照らすと、審  
査会が定める「一般的な指針」は、裁判所の紛争処理を遅滞させない  
内容を有する基準である必要が存する。すなわち、中間指針等は、訴  
訟によらない当事者間での自主的な解決を図ることを狙いとしており、  
被害者が訴訟外における紛争解決に応じやすくするという観点から、  
訴訟において通常認定される額よりも高額の（少なくともそれを下回  
ることのない）賠償額を示したものである（乙B163〔千葉先生意  
見書（いわき）〕13頁）。

圧倒的多数の被害者が「一般的な指針」に定める基準による賠償を受け取ることにより損害が填補されたと考える中で、裁判所が個別事情を考慮することなしに「一般的な指針」が定めるよりも高額の精神的損害を認定した場合、多くの被害者が「一般的な指針」の基準を超える金額の賠償を求めて提訴に至ることが予想され、その場合にはやはり「一般的な指針」は機能しなくなる。

したがって、精神的損害の算定に当たっては、原子力損害の特殊性に鑑み、法が審査会制度を特に定めたことから、論理必然的に、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る裁判所の裁量の範囲の限界があることになる。

(2) 中間指針等を踏まえた慰謝料額は原告らの精神的損害を十分に填補する水準にあること

原告らが本件事故時に居住していた山木屋地区の状況に鑑みると、被告の自主賠償基準による賠償額はその損害を十分に填補するものであることについては、後記4において詳述するが、ここでは中間指針等の目的・機能の面からも被告の自主賠償額が原告らの精神的損害を十分に慰藉・填補する水準にあり、中間指針等を踏まえた慰謝料額によつても填補されない損害が原告らの個別事情に基づき主張・立証されない中でこれを超える損害を認定することは慰謝料の評価・算定における裁判所の裁量を逸脱するものであることについて述べる。

上記のとおり、中間指針等は、原賠法18条に基づいて設置された審査会により定められた自主的紛争処理基準であり、裁判によらずとも迅速かつ適切な被害回復を図ることを目的として策定されたものである。

多数にのぼる被害者に対して迅速かつ適正な賠償を行うための自主的紛争処理基準としての中間指針等の機能からすると、大多数の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りる賠償額を示す必要がある。

そして、中間指針等を「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、大多数の被害者にとって類型的に想定し得る最大限の賠償額を示す実質を有するものとするため、審査会は、交通事故における損害賠償の基準や実務、過去の裁判例等を踏まえて、各区域における客観的な状況や想定される精神的苦痛等の被害の実態を最大限考慮の上で、大多数の住民にとって裁判における賠償額以上の金額となるように中間指針等を定めている。

したがつて、中間指針等が示す賠償額は、通常の被害状況として類

型的に想定し得る最大限の範囲を網羅した水準の金額（大多数の者にとって損害の填補として十分な金額）である。

このように中間指針等が定める賠償額が大多数の者にとって損害の填補として十分な金額水準にあることに関しては、原子力損害賠償紛争審査会の委員を務める中島肇弁護士（元裁判官）が、『原発賠償中間指針の考え方』（商事法務、2013年）の「はしがき」において、「中間指針に基づく賠償は、（ADRも含め）あくまで原子力損害の賠償に関する『当事者による自主的な解決』（原賠法18条1項）に資するための規範であり、しかも、その規模と背景において、『国家補償』の性質を帯びているといわざるを得ないことなどの特殊性があり、伝統的な損害賠償法の理論の枠を超えているとみられる余地もあること、したがって、裁判所による損害賠償請求においては、中間指針は規範性を有しないこと（賠償額が指針よりも少額になり得ること）に留意する必要がある。」と述べているのも、各被害者について個別にみれば損害に当たらないものも含めて賠償を行う点を捉えて「国家補償」と表現しているものと考えられ、同趣旨のものと理解される。

実際、令和2年8月末日時点で訴えを提起した被害者は全体の約0.8%（提訴者約1万3000人／総数約166万人）にすぎないとの事実が示すとおり、大多数の被害者は被告に対する直接請求を通じて中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく賠償金を受領するにとどまっており、かかる賠償によって不足があるとして訴訟提起に及んでいる被害者はごく少数に限られている。このような観点からも、中間指針等が定める賠償額の水準は被害者に共通する最低限の基準を示したものなどではなく、大多数の被害者において生じた損害を上回ると被害者自身に認識されていることは明らかである。

上述のように、法は原子力損害の特殊性に鑑み、特に審査会制度を

定めたものであり、中間指針等は、法律の定め（原賠法18条）に基づいて設置された審査会により定められた「一般的な指針」であることから、精神的損害の算定に当たっては、原賠法という国会が制定した「法律」が制度化した紛争処理システムから来る限界がある。

そして、裁判所は具体的事實に法を適用して紛争を解決することを基本的機能とするものであって、中間指針等を踏まえた慰謝料額によっても填補されない損害があるとして訴訟が提起された場合には、そのような損害の発生及び数額が原告らの個別事情に基づき主張・立証される必要がある。そのような主張・立証がない中で中間指針等を踏まえた慰謝料額を超える損害を認定することは、上記で述べたような法の趣旨にも反するものであり、したがって、そのような認定は精神的損害の評価・算定における裁判所の裁量権を逸脱するものとして裁量違反の違法が生じることに留意されるべきである。

(3) 自主賠償額を超える慰謝料の認定は限定的であるべきであり、自主賠償額を下回る慰謝料の認定も認められるべきこと

ア 被告の自主賠償基準に基づく金額を超える慰謝料の認定は限定的であるべきこと

上記(1)のような中間指針等の位置付けや機能のほか、実際にも大多数の被害者が中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく賠償金を受領するにとどまり、それでは不十分であるとして訴えの提起には至っていないこと等に鑑みると、中間指針等が定める賠償額の水準は大多数の被害者において生じた損害を上回ると被害者自身に認識されていることは明らかである。このため、中間指針等の定める賠償額によっても填補されない損害が個別事情に基づいて主張・立証されない限りは、これを超える損害の認定がなされるべきではなく、そ

のような主張・立証がないにも関わらず既払い金を超える慰謝料の認定がなされた場合には、裁量権の行使として社会通念上相当として容認され得る範囲を超えるものである（前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）。

この点、本件に関していえば、各原告が有する個別事情をみたとしても被告による既払い金を超える損害の立証がないことについては、各原告らに係る個別準備書面において別途詳細に述べるとおりである。

#### イ 自主賠償額を下回る慰謝料の認定がなされるべき場合も当然にあること

上記（1）においても述べたとおり、精神的損害の評価・算定における考慮要素は個々の被害者によって異なるものであり、したがって精神的損害の額も被害者の個別事情によって当然に異なる。

このように各自の精神的損害の評価・算定が個々の被害者の個別事情に基づく検討事項である以上、個別事情によっては、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく金額を下回る慰謝料額が認定されるべき場合も当然ながら存する（中間指針等が示す賠償額は、通常の被害状況として類型的に想定し得る最大限の範囲を網羅した水準の金額であることから、個別事情をみた場合にこれを下回る慰謝料が認定されるべき場合が実際には相当程度の割合にのぼると考えられる。）。

かかる理は、中間指針等が定める慰謝料の賠償対象期間の満了前に避難生活自体を終了したとみられる場合や、本件事故当時から別の住居があり避難生活や元の居住地での生活の喪失による精神的苦痛が一般的な避難者よりも小さい場合等の例を想起すれば明らかである。

実際に、本件事故に関する裁判例の中には、中間指針等に定める賠償額に満たない金額の損害が認定された事例も存する。

例えば、本件事故により避難を余儀なくされた被害者からの個別の訴訟においては、中間指針等に基づいて計算される慰謝料の賠償を求める原告らの請求に対し、「私人が裁判手続によって本件事故に基づく損害の賠償を求める場合においては、中間指針等の内容は考慮すべきであるものの、最終的には、当事者の行う訴訟活動に基づき、認定された個々の事情に応じて賠償の対象となる損害の範囲及び額を定めるべきものである。」として、個別の事情に鑑み、本件事故当時に帰還困難区域に居住した者について、慰謝料額として中間指針等の定める賠償水準（当該原告からは本件事故後3年分の精神的損害の賠償を請求されているところ、中間指針等が慰謝料の計算の基礎とする月額10万円で計算すれば、中間指針等の定める賠償水準は360万円となるはずである。）を大幅に下回る70万円の慰謝料が認定された裁判例がある（福島地判平成27年9月15日（乙A44））。

また、前橋地判平成29年3月17日（乙B75の1）においては、基本的に全ての世帯に対する原告本人尋問が実施された上で原告各自の避難経過等の個別事情が考慮された結果、被告の自主賠償額を下回る慰謝料額が認定された原告が複数存在している。

さらに、札幌地判令和2年3月10日（乙B156）は、帰還困難区域の居住者であった原告らの精神的損害について、中間指針等に定める1450万円を大幅に下回る1000万円の慰謝料を認定している。

さらに、審査会が運営するADR手続においても、本件事故に起因する避難の早期終了など申立人の個別の事情に応じて、中間指針等に定める賠償額の満額を認めない和解案が原子力損害賠償紛争解決セン

ターから提示され、和解に至る例も存在する<sup>6</sup>。

このように、個々の被害者が有する個別事情を具体的に認定すれば、中間指針等が定める賠償額の水準を下回る損害しか認められない場合もあるのであって、このことからも、中間指針等が定める賠償額の水準が被害者に共通する最低限の基準を示したものなどではなく、大多数の被害者に賠償されるべき精神的損害の数額を上回る金額を定めていることは明らかである。

## 2 財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること

### (1) 慶謝料の認定において財産的損害の賠償状況が十分に考慮されなければならないこと

精神的損害の額を認定するに際しては、財産的損害の名目による支払いも含め、既になされた賠償の状況を勘案の上、被害者に生じた損害の填補として不足が生じているか否かが検討される必要がある。

すなわち、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は、「不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするもの」（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）とされ、「損害」とは、

<sup>6</sup> 一部の例を挙げると、①本件事故時に帰還困難区域に居住していた者（4人家族）に関し、世帯主が本件事故後に転居を伴う異動を勤務先から命じられ、これにより神奈川県内に家族4名で転居したという事情がある事案（精神的損害の請求期間は、直接賠償による支払を受けた期間の翌月である平成23年12月1日から同29年5月末。）において、原子力損害賠償紛争解決センターは4人ともに平成25年12月末までの期間に限り月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示し、双方受諾の上支払に至っているケース（乙B199の1、同2）、②本件事故時に旧避難指示解除準備区域に自宅を所有し居住していたが、本件事故前に福島県須賀川市内への転居を伴う転勤を命じられ、平成23年3月14日以降は転居先での単身赴任生活が予定されていた者の精神的損害の請求（請求期間は、直接賠償による支払を受けた期間の翌日である平成24年3月1日から同25年4月末。）に関し、原子力損害賠償紛争解決センターは、転勤による転居でありつつも週末は自宅で家族とともに過ごすことが想定されること、平成24年2月分まで直接賠償手続において月10万円を賠償済みであること等の事情を勘案し、平成24年3月から同25年4月末まで月額6万円の限度で精神的損害を認める和解案を提示し、双方受諾の上支払に至っているケース（乙B200の1、同2）がある。

不法行為がなかったならば存在したであろう財産状態（利益状態）と当該不法行為がされた現在の財産状態（利益状態）との差を金銭評価した差額と捉えられている。そうだとすれば、精神的損害を含めた「損害」は、被害者に生じた被害の回復の観点、すなわち侵害行為前の状態と侵害行為後の状態との「差」をいかに埋めるかという観点で認定されるものでなくてはならない。

この点について、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔窪田充見〕（有斐閣、2017年）880頁）ことが指摘される。

判例上も、前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁が「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるか否かが慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素とされている上、かかる考慮を欠くとして原判決を破棄している。

このように慰謝料の算定に当たって財産的損害の填補状況を考慮することは、裁判実務上広く行われている。

大阪高判平成23年7月13日は、ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りによって3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難を余儀なくされ、精神的損害を被ったとして1人当たり600万円の精神的損害の賠償請求をした事案について、長年住み慣れた

住居を離れて仮設住宅での日当たりが悪く、プライバシーがないなど不自由な生活を続けることを余儀なくされたと判断した上で、財産的な損害の填補が適切になされていることも踏まえて、仮設住宅での避難生活に対する慰謝料として1人90万円を認容している。

交通事故の事案においても、弁済の抗弁とまでは明確に位置付けられない見舞金や香典といった金銭の支払を慰謝料の算定に当たり考慮することが通常行われている（交通事故に関して見舞金等として金銭が支払われた事実を慰謝料の算定に当たり考慮するとした大阪地判平成10年1月27日交民31巻1号87頁、被告（運行供用者責任を負う者）から香典500万円の支払があることを慰謝料の算定に当たり斟酌したとする東京地判平成7年6月20日交民28巻3号902頁等）。

本件事故に関する慰謝料認定についても、淡路剛久監修「原発事故被害回復の法と政策」〔潮見佳男〕（日本評論社、2018年）46頁は、「福島原発事故賠償訴訟における近時の判決では、損害論のレベルでは慰謝料に主たる争点が集約される傾向がある反面、財産的損害も含めた損害論全体を再構築する視点が後退しているような印象を受ける」、「平穏生活権という枠組みは、理論的には、平穏生活権侵害を理由とする財産的損害とは何かという方向での議論へと展開し、財産的損害の在り方を再検討する契機にもなりうる」、「原発事故による従前の生活環境の破壊、自己の生活関係を決定することのできる権利・自由に対する侵害を財産的損害のレベルも含めてどのように損害論に反映させるか（損害論全体の理論的検証）は、実務上の展開・困難さを踏まえたならば、学説に与えられた課題である。」と論じており、精神的損害と財産的損害とを全体として考慮し検討することの重要性が指摘されている。

これらは、いずれも財産的損害について十分な填補がなされているか否かという事情は精神的損害の賠償に当たっても顧慮されるべき重要な1つの事情であることを指摘するものである。

以上により、本件において原告らが請求する精神的損害を認定するに際しては、慰謝料の補完的・調整的機能という側面からしても、また、財産的損害と精神的損害が1つの請求権を構成するという側面からしても（下記「第5」1（1））、財産的損害について十分な填補がなされているか否かという事情は精神的損害の評価・算定に当たって十分に考慮されることを要する。

## （2）財産的損害を含めて十分な賠償が行われ、本件事故前後の「差」としての損害が填補されていること

被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、精神的損害の賠償のほかに、各種の財産的損害に対する賠償を実施している。

まず、旧居住制限区域や旧避難指示解除準備区域を含む避難指示区域の居住者に対する財産的損害の賠償としては、避難の際に生じた費用（避難交通費、宿泊費・家賃、家財道具移動費用、家族間移動費用等）、避難先からの一時立入り・帰宅のための費用、就労不能損害（給与所得者の場合）・営業損害（事業主の場合）、放射線検査費用、財物損害（土地・建物等）の賠償等を実施しているほか、移住等のために支出した住居確保に係る費用や、家財に対する賠償も行っている。

このうち、住居確保に係る費用の賠償は、移住先又は長期避難先で不動産を新規取得するに際し、本件事故当時所有していた不動産の時価相当額を超える支出が生じた場合等に、所有していた不動産に係る時価相当額の財物賠償に加えて支払を行うものである。すなわち、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失

毀損当時の交換価格によりこれを定めるという従来の判例（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁）によれば、住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額であるところ、被告による住居確保に係る費用の賠償は、財物損害の賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、被害者支援の見地により、本件事故による財物損害の枠を超えて新規の資産取得のために必要となった支出にかかる部分を損害として填補するものである。（居住用不動産に係る財物賠償及び住居確保損害の賠償により、生活再建のための不動産の再取得費用を十分に賄うことのできる金額が賠償されている旨については、後記「第4」1（2）において述べる。）。

また、避難先で購入した生活用品（生活必需品、家電、家具等）の購入費用については、精神的損害の賠償に含まれている通常の生活費の増加分とは別に賠償している上、元の居住地において所有していた家財に対する賠償として家族構成・人数に応じた一律金額の賠償を行っており（家財賠償の具体的な賠償額等については後記「第4」2（2）において述べる。）、それと重なり合う点もあるが両者間で精算をしていない。

さらに、就労不能損害・営業損害に関しては、本件事故後一定の期間に係る損害額の算定においては、対象期間に現に得られた収入等を損害額から控除しない扱いとしている。

以上のとおり、被告は旧居住制限区域や旧避難指示解除準備区域の居住者に対し、避難により生じたあらゆる財産的損害の賠償を実施しており、その内容としても、損害とは通常認められないものも含まれている。

本件訴訟の原告らも、これら財産的損害に対する賠償を累次にわた

って請求し、賠償金を受領してきており、乙C号証として提出済みの各支払実績表が示すとおり、精神的損害名目での賠償とは別途に、財産的損害として、世帯単位で約1750万円～約5億1300万円規模の賠償をしている。これら財産的損害の賠償のほかに、1人当たり850万円の精神的損害の賠償がなされている状況であり、原告らに対する精神的損害とその他の損害を含めた既払い金の総額は、世帯単位で約3450万円～約5億5500万円規模となっている。

このような賠償状況に鑑みると、通常は精神的損害としてさらに賠償されるべき部分があると考えることはできない。

そして、こうした各種の項目による手厚い賠償が原告らを含む被災者にとって避難先での生活の安定を取り戻す一助となり、最終的に避難を終えて新たな生活基盤や平穏な生活を回復するのに大いに寄与していることは明らかであって、慰謝料の補完的・調整的機能に照らせば、精神的損害の算定に当たっては手厚い賠償の状況が十分に考慮に入れなければならない。そのような考慮を行えば、中間指針等及びこれを踏まえた被告の自主賠償基準に基づく支払額は、本件事故の被害者らの精神的損害を十分に賠償するものであることが一層明らかである。

なお、原告らが本件事故時に居住していた区域の事情に照らした賠償額の十分性については、後記4においてそれぞれ詳しく述べるほか、原告ら各世帯の個別事情に照らしてもその損害を十分に填補するものであることについては、別途提出する各個別準備書面において詳述したとおりである。

### 3 慰謝料の増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はないこと

原告らは、本件事故の発生について被告に故意又はそれに匹敵する重過失があり、それにより原告らの慰謝料額が増額されるべきであると主張する。

しかしながら、かかる原告らの主張に理由がないことは、被告「準備書面（296）」で整理の上、詳細に主張したとおりである。

過失判断において、結局、法律上いかなる結果回避措置まで求められるかは、予見可能性の程度と相関関係にあり<sup>7</sup>、予見可能性を基礎付ける科学的知見の成熟度や信頼度の程度によって大きく左右されるところ、原告らが依拠する長期評価の見解は、国民の防災意識を高揚させるという専ら防災行政上の見地から示されたものにすぎず、その内容は本件事故直前の海溝寄り領域を南北で分けるとの通説的見解とも齟齬するもので、ハード面での津波対策に取り入れができるようなものではなかった。

このことについては、地震・津波の専門家が一様にその旨の意見を述べているほか、政府の中央防災会議や原子力安全・保安院等の政府機関、他の原子力発電設備を保有する電気事業者も一様にそのまま津波対策に取り入れることまではしていなかったことからも明らかである。

こうした状況下、被告としては、長期評価の見解を直ちに本件原発の津波対策に取り入れるのではなく、設計想定を超える対策（シビアアクシデント対策）の検討に活用されることが期待されていた確率論的安全評価手法の分岐項目に取り入れて研究を進めるとともに、平成18年9月の新耐震指針策定に伴う耐震バックチェック対応時には、長期評価の見解をどう

<sup>7</sup> 最高裁は不作為による不法行為における過失の判断について、結果の予見可能性、結果回避可能性及び期待可能性等の相関関係から判断する立場を採用している（最判昭和62年1月22日民集41巻1号17頁ほか。なお、大阪地判平成11年3月29日判時1688号3頁に関する判例タイムズ1010号96頁。）。

取り扱うかについて専門機関である土木学会に審議を委託し、学会での見解の整理を踏まえて適切に対応することとしていた。こうした被告の対応が長期評価の見解の上記性質に照らして十分に合理的なものであったことは明らかであり、少なくとも当該見解を確定論的に津波対策に取り入れていなかつたことについて故意又はそれに匹敵する重過失があったということはできない。

本件事故前の時点では、平成18年9月19日新耐震指針の策定や平成19年7月の新潟県中越沖地震の発生などもあり地震対策が急務になっていたのであり、こうした地震対策を差し置いて直ちに長期評価に基づく津波対策を講じていれば本件事故を防げたとの原告らの主張は、本件事故が発生したことを見ている今だからこそいえる結果論にすぎない。

したがって、この点に関する原告らの主張にも理由がない。

#### 4 賠償額の十分性

旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域については、本件事故後長期間にわたり避難を余儀なくされた事実があるものの、被害の実情を踏まえて精神的損害及びそれ以外の名目により各種の手厚い賠償がなされており、避難指示解除後の区域の状況も踏まえると、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく賠償額を超える損害は認められない。

以下においては、原告らが本件事故時に居住していた山木屋地区の状況に照らしつつ、原告らに対する被告の自主賠償基準による支払額が十分なものであることについて論じる。

## (1) 区域の客観的状況（山木屋地区）

本件事故前及び本件事故後の川俣町及び同町山木屋地区の客観的状況については、被告「準備書面（291）」及び同「準備書面（292）」で詳述したとおりである。

山木屋地区は、本件事故後、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域に指定され、住民は避難を余儀なくされたが、これら区域においては、空間放射線量が年間20ミリシーベルトを大きく下回ることが確認され、インフラの復旧状況等も踏まえて自治体とも協議の上で平成29年3月31日に避難指示が解除されている。

避難指示の解除に当たっては、以下の条件をいずれも充足することが求められている（乙B168）。

- ① 空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト（mSv）以下となることが確実であること
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること
- ③ 県、市町村、住民との十分な協議

山木屋地区についても、これらの条件を確認の上で平成29年3月31日をもって避難指示が解除されたものである。そのため、避難指示の解除後においては帰還して居住し得ないという状況にはない。

この点、山木屋地区の本件事故前と避難指示解除後の状況を比較すると、生活基盤の復旧に関し、例えば川俣町の小売業の店舗数（商店数）は昭和57年以降本件事故前までに生じていた長期的な減少傾向

の延長にあるものと把握される程度の数で推移している<sup>8</sup>。医療機関の状況としては、本件事故時点において山木屋地区に存した医療機関は「川俣町国民健康保険山木屋診療所」の1箇所であるところ、当該診療所は平成27年度に改修工事を完了し、山木屋地区の避難指示解除（平成29年3月31日）に先立ち、平成28年10月に診療を再開している（乙B177、乙B178〔避難地域等医療復興計画〕6、7頁）<sup>9</sup>。さらに、営農に関しても、農地の除染を経て平成27年春の作付から稲作が再開されているほか、本件事故前からの山木屋地区の特産品であるトルコギキョウについて、平成26年より本格栽培が再開され、山木屋地区外からの新規の栽培参入者もあり、平成30年度時点の栽培面積は同22年度の約5割に回復している（以上の生活基盤の復旧状況に関し、被告「準備書面（291）」13～20頁、同

<sup>8</sup> このような店舗数の推移は、川俣町全体に関する統計によるものであるが、川俣町中心部の市街地と山木屋地区との位置関係・距離（国道114号線が川俣町中心部と山木屋地区とを南北につないでおり、川俣町役場から山木屋小学校までの道のりは約12.5キロメートル、車での移動の場合の所要時間は約20分）に鑑みると、本件事故以前において山木屋地区の住民は川俣町中心部の市街地に所在する商店（小売店）を適宜利用していたと推測される。この点については、現に原告番号91-2が本人尋問において以下のとおり述べている（原告番号91-2尋問調書・41頁）。

問：山木屋で生活をされていたときには、買物とかされると思うんですけども、やはり114号線を通って、川俣町の中心部に買物でよく行くことはあったんですね。

答：はい。

なお、仮に、本件事故以前においては主として山木屋地区に所在する店舗から日用品等を調達している住民があり、かつ当該店舗が本件事故後に閉店したという事が確認されたとしても、ある時点において営業されていた店舗が将来も営業を継続することに対する期待は法的に保護されるものとはいえない。とくに、本件事故以前からの長期的な傾向として、過疎化およびこれを要因とするとみられる商店（小売店）数の減少が川俣町全体に生じていたとの事実（被告「準備書面（291）」6～7頁、14～15頁）を踏まえると、本件事故の有無にかかわらず生活圏内の商店（小売店）が閉店するという事象は十分に起こり得たものであって、そのような変化によって生活上の不便が生じ、あるいは帰還するか否かの判断が事実上の影響を受けたとしても、これらの事情による精神的苦痛は本件事故による損害であると評価し得ないことに留意すべきである。

<sup>9</sup> なお、山木屋地区は本件事故前から川俣町の中心部と一体の生活圏であったとみられるところ、川俣町中心部には本件事故前後を通じて総合病院を含む複数の病院・医院・歯科・薬局が置かれている。

「準備書面（292）」）。なお、除染に関しては、平成27年12月に宅地、農地、森林、道路の除染<sup>10</sup>が完了している。

このような生活基盤の回復状況から、上記「第2」2(1)のとおり、実際にも、避難指示の解除後に相当数の住民が山木屋地区に帰還し生活を再開している実情にある。

したがって、避難指示解除後「相当期間」が経過した後もなお帰還しない選択をする者があったとしても、それは本件事故による避難を余儀なくされているものではなく、法律上保護される利益の侵害が継続しているということはできない。

また、帰還しない場合でも、どこに居住するかについては誰にも強制されないものであり、帰還又は移住のいずれの場合であっても、平穏な生活を回復するために必要かつ合理的な財産的損害の賠償がなさることにより、平穏な生活を再建することは可能である。

## (2) 被告による賠償の概要

被告は、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の居住者に対し、本件事故後6年経過時点で避難指示が解除されたものと同等の賠償を行うものとして、平成23年3月から同30年3月末までの7年1か月（85か月）分を対象に、時間の経過による賠償額の低減を行うことなく精神的損害として月額10万円の計算による賠償を行っており、賠償額は各自850万円となる。これは、中間指針等において、避難指示解除後1年の「相当期間」が経過するまでは法律上保護される利益の侵害があるものとし、当該期間分に相当する賠償が求められていることを踏まえ、移住等により早期に避難生活を終了した場合な

---

<sup>10</sup> 除染対象範囲は、生活圏及び林縁部から森林側に20メートル入った部分。

ど、賠償対象者各自の実際の避難の終了時期を問わず、一律に平成30年3月までの85か月分として850万円を賠償しているものである。

すなわち、本件で問題となる損害賠償請求権の被侵害利益は原告らも主張するように平穏生活利益であると捉えられるところ、かかる利益侵害による精神的苦痛は時間の経過にしたがって低減するにもかかわらず、被告は全期間を通じて一律月額10万円の計算による金額を賠償している。また、避難指示が解除された後は避難を強いられているものではないにもかかわらず、避難指示が解除されてから1年後の平成30年3月末まで月額10万円の計算による金額を賠償している。このような賠償は、避難の長期化からくる不安・苦痛のほか、帰還した場合に旧居住地に「変容」があるとすればこれによって生じる不便や苦痛に対する慰謝の趣旨を含むものである。

また、上記2(2)において述べたとおり、精神的損害に対する賠償とは別途に、避難費用（避難交通費、宿泊費・家賃、家財道具移動費用、家族間移動費用等）、一時立入費用、営業損害・就労不能損害、土地・建物・家財等の財物損害等、各種の項目による賠償がなされ、さらに住居確保損害の賠償がなされている（居住用建物に係る財物賠償及び住居確保損害の賠償については、後記「第4」1(2)において詳述する。）。

### (3) 本件原告らに対する既払い金を踏まえた賠償の十分性

上記(2)のとおり、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの避難者については、各種の項目による財産的損害の賠償がなされており、これに加えて慰謝料として各自850万円が賠償されている。

このような賠償の枠組みにより、原告らに対しても、精神的損害の名目での賠償を除き、世帯単位の賠償額は約1750万円～約5億1300万円規模にのぼっている（精神的損害名目での賠償を合わせた世帯単位の賠償総額は約3450万円～約5億5500万円規模となる。）。

上記のとおり、山木屋地区（旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域）においては、空間放射線量の状況のほか、インフラの復旧状況等を踏まえて自治体とも協議の上で平成29年3月31日に避難指示が解除されており、避難指示解除後には実際に相当数の住民が帰還して生活を再開している実情にある。

このような状況の下、避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後もなお帰還しない選択をする者があったとしても、それは本件事故により避難を余儀なくされているものではなく、各自の任意の判断に基づくものといわざるを得ない。

被告は、移住を選択した者に対しても、帰還をする者に対しても、宅地・建物に係る財物賠償に加えて住居確保損害の賠償（本件事故当時所有していた不動産の時価相当額を超える支出が生じた場合等に、所有していた不動産に係る時価相当額の財物賠償に加えて支払を行うもの）を行っており、帰還又は移住のいずれを選択するにしても、平穏な生活を回復するために十分な金額の賠償がなされているのであり、これにより平穏な生活を再建することが可能となっている。

こうした状況に照らせば、遅くとも避難指示解除後1年の「相当期間」が経過した後は、実際に帰還しているか否かにかかわらず法律上保護される利益の侵害の継続は認められない。本件事故に関する前掲福島地判平成29年10月10日も、「双葉町、大熊町以外の居住制限区域、避難指示解除準備区域については、既に避難指示が解除され、

又は概ね平成29年3月頃までの解除が見込まれており（証拠略）、避難指示の解除によって直ちに精神的損害の発生が終了するものではないが、解除後一定期間の経過により精神的損害の発生も終了する」（同判決・291頁）と説示し、850万円を超える精神的損害を認めなかった。

また、原告らの中には、住居確保損害の賠償を受け移住を完了している原告らも相当数おり、これらの原告らは移住先において新たな生活を再建しているものと考えられる。

この点、本件事故に関する前掲・東京地判平成31年3月27日（乙A42）は、避難生活により生じる精神的損害に関し、「避難指示等により避難を余儀なくされたものの、仮設住宅や借上住宅等での生活を終え、自らの選択によって住居を確保し、当該住居での生活を新たに開始した場合には、避難生活によって生じる精神的損害のうち、避難生活の不便さによる苦痛については、それ以降、発生しなくなるものと考えられる。さらに、当該住宅の所有権を取得している場合には、もはや、当該住居は新たな生活の本拠と評価することが相当であり、当該住居に居住を開始して以降は、避難生活の継続によって平穏生活利益が経時的に侵害されることにより発生する損害については、新たに発生するものではないと考えるのが相当である。」と説示している。

かかる説示を踏まえると、本件においても、例えば原告番号155の世帯では平成26年2月（本件事故発生から36か月目）、原告番号169の世帯では平成27年2月（本件事故発生から48か月目）、原告番号136の世帯では平成27年3月（本件事故発生から49か月目）、原告番号89の世帯では平成27年4月（本件事故から50か月目）、原告番号90及び133の世帯では平成27年10月（本

件事故から 5 6か月目）、原告番号 9 9 の世帯では平成 2 7 年 1 2 月  
（本件事故から 5 8か月目）にそれぞれ住居を取得し移住をしており、  
以後は避難生活の継続による精神的損害が発生しないこととなるが、  
そのような中でも被告は中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、  
1 人当たり 8 5 0 万円の賠償を行っている。

以上を踏まえると、原告らに対し、既払い金に加えて慰謝料として  
さらに賠償されるべき損害があるとは到底評価し得ない。

#### （4）裁判例等との比較からも十分な賠償金額であること

生活の本拠からの隔絶を余儀なくされたこと等により、平穏な生活  
が侵害された事案における過去の裁判例における慰謝料の算定例は以  
下のとおりである。

##### ①ハンセン病強制隔離事件に関する熊本地判平成 1 3 年 5 月 1 1 日判 時 1 7 4 8 号 3 0 頁

本事案は、ハンセン病が人から人にうつる伝染病であり、その予防  
としては強制隔離しかないとして、らい予防法に基づき、長期間社会  
や家族から切り離される等を余儀なくされたことから人格評価を含め  
た極めて深刻な差別や人格権侵害があったとして、これによる損害の  
賠償を求めた事案であるところ、包括一律慰謝料として、初回入所時  
期<sup>11</sup>と入所期間に応じて、1 4 0 0 万円、1 2 0 0 万円、1 0 0 0 万  
円及び 8 0 0 万円の 4 段階に分けてその額を認定した。

<sup>11</sup> 同事件においては、遅くとも昭和 3 5 年以降においては隔離政策の抜本的な転換等  
をする必要性が生じ、同年以降、厚生大臣（当時）の職務行為に国家賠償法上の違法  
性及び過失があるとの認定に基づき、昭和 3 4 年以前の被害は共通損害の対象としな  
い判断がなされており、したがって慰謝料額の類型化に際しては入所期間のほかに入  
所時期が考慮されている。

この事案では、長期間にわたる収容所・療養所での生活強制、社会からの強制隔離等による慰謝料を求めたものであり、身体拘束だけではなく、個人の尊厳も大きく侵害されているところ、さらに、慰謝料の対象とされた期間<sup>12</sup>と慰謝料額を対比すると、対象期間が最短の原告では23年の被害に対し慰謝料額800万円、対象期間が最長の原告では36年の被害に対し慰謝料額1400万円であった。

②擁壁崩落事案に係る徳島地判平成17年8月29日判例地方自治278号72頁

本事案は、山腹斜面に設置された擁壁が損壊し、崩落した土砂等により建築した建物が損壊した事故に関して、土地建物を所有する原告が、土砂等によって建物が損壊し、当該建物に居住するために修繕工事を余儀なくされたことから、土地建物の購入費用相当額等を請求するとともに、長年の夢を実現して土地建物を購入した後、わずか3か月で崩落事故によって土地建物を失い、県営住宅に移り住み、不便な生活を強いられるとともに、土地建物の住宅ローンの支払を余儀なくされたことによる精神的苦痛（1000万円）を主張して、県、市及び施工業者等に対し損害賠償を求めた事案であるところ、本事案においては、建物の購入費用相当額の賠償を認めるとともに、慰謝料の額は300万円を下らないと判断されている。

この件の原告は、平成9年9月の崩落事故発生後に避難し、判決が言い渡された平成17年時点ではなお県営住宅に居住していることから、自宅を失い帰宅できない期間は少なくとも約8年となっている。

<sup>12</sup> 同事件において共通損害の対象とされた被害期間は昭和35年（国家賠償法上の違法性及び過失が認められた時期）から平成8年（らい予防法の廃止時期）までであり、慰謝料額はこの期間中における各原告の入所期間等に対応している。

③生活保護基準を下回る劣悪な環境下での生活を長期間余儀なくされていた事案に関するさいたま地判平成29年3月1日賃金と社会保障1681号12頁

本事案は、被告が管理する宿泊施設での生活を余儀なくされ、被告から生活保護費を不当に搾取されていた原告らが、生存権等の人権を侵害されたと主張して、慰謝料等の賠償を求めた事案である。

本事案においては、原告らは「生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていた」とし、約6か月間このような生活を余儀なくされていた原告には10万円の慰謝料を、約5年6か月間このような生活を余儀なくされていた原告には20万円の慰謝料を、それぞれ認容している。

このように、約5年6か月もの間「生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていた」ことに係る精神的苦痛であってもその慰謝料としては20万円と認定されているところである。

④ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りにより精神的損害を被ったとして国に対して損害賠償請求をした事案に関する奈良地判平成22年3月30日（Westlaw Japan文献番号2010WLJPICA03306005）、大阪高判平成23年7月13日（Westlaw Japan文献番号2011WLJPICA07136001）

本事案は、ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りによって、3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難を余儀なくされ、精神的損害を被ったとして1人当たり600万円の精神的損害の賠償請求をした事案であるところ、控訴審の大坂高裁は、長年住み慣

れた住居を離れて仮設住宅での日当たりが悪く、プライバシーがないなど不自由な生活を続けることを余儀なくされたと判断した上で、「転居するに当たり居住地に所有する財産等については適切に評価され転居そのものについても考慮され、補償されたとしても、精神的な損害がすべて填補されたとは認められず、損失補償がされたとの事情を加味しても、控訴人らが受けた精神的苦痛を金銭評価すれば、控訴人ら1人当たり90万円が相当である」と判断したものである。

当該事件の原告らは、仮設住宅での不自由な生活や共同体の破壊などの事情を慰謝料請求の根拠事情として主張していたものと認められるが、大阪高裁判決は、慰謝料の調整的・補完的機能も考慮の上で、財産的な損害の填補がなされていることも踏まえて、3~4年に及ぶ仮設住宅での避難生活に対する慰謝料として90万円を認容している。

#### ⑤じん肺患者による損害賠償請求に関する裁判例

(i) 炭鉱労働者のじん肺患者が起こした損害賠償請求に関する福岡高  
判平成13年7月19日判タ1077号72頁

本件は、福岡県の炭鉱で働き、じん肺に罹患した元従業員あるいはその相続人が、炭鉱経営企業及び国を被告として、財産的損害、非財産的損害を含む包括的な損害に対する賠償として慰謝料3000万円等の支払を求めた事件の控訴審判決である。

本事案においては、財産的損害の要素も加味し、損害の総体を慰謝料として評価するとした上で、「本件従業員らは、徐々に悪化（進行性）していく不治の病（不可逆性）に罹患したことに先ず重大な精神的衝撃を受け、罹患者が次々と悲惨な最期を遂げていく状況を見て、更に自己の将来に強い不安を抱いていることが認められる」、「症状も（中略）咳痰症状に始まり、動悸、息切れ、呼吸困難等が徐々に強

くなり、次第に疲れやすく、少しのことで風邪を引き、治りにくくなり、やがて、仕事を初め〔原文ママ〕、生活全般が困難となっていき、家族の援助・看護がなければ日常生活を行えないようになり、呼吸困難の発作が生じ、安眠ができなくなったり、寝たきりとなって常時酸素吸入を必要とするようになり、入退院を繰り返し、気管切開により呼吸管理をしなければならなくなるなどして、ついにはじん肺死することも少なくなく、程度の差はあれ、肺機能の障害が高度化していくことによる全生活の制限と呼吸困難等に伴う肉体的苦痛を受けていることが認められる」、「管理区分の上昇、合併症の発症による療養の必要性の現実化にともなって、肉体的苦痛に生活上の苦痛が加わり、精神的苦痛も飛躍的に高まっていくから、それに応じた評価をしなければならない」、「最後に、じん肺死は、最も重大な呼吸困難の中で苦しみ続けた上で悲惨な死であり、特別に考慮しなければならない」と説示した上で、じん肺法が定める管理区分や合併症の有無により、包括一律慰謝料として1000万円（管理2で合併症のない場合）から2500万円（じん肺死の内一定の要件を充たす場合）の損害額を認めている。

(ii) 石綿工場の労働者のじん肺患者による損害賠償請求に関する大  
阪地判平成24年3月28日判タ1386号117頁

本件は、石綿工場で石綿製品の製造・加工作業、運搬作業に従事して石綿粉じんを吸引した結果、石綿肺、肺がん等に罹患したと主張する元従業員又はその相続人が、国を被告として、生存している者について3000万円、死亡した者について4000万円の包括一律慰謝料の支払を請求した事案である。

本事案においては、石綿肺、肺がん、中皮腫等の症状や生存率について認定した上で、原告らにつき「元従業員らは、普段から咳や痰に苦しんでいるが、風邪をひきやすく、治りにくくなり、風邪をひくと一層咳や痰に苦しみ、安眠できず、介抱する家族も十分な睡眠をとれない状態になる」、「石綿関連疾患が快方に向かう見込みはなく、元従業員らの中には、次第に悪化し、やがて寝たきりとなり、常時酸素吸入を必要とする様になり、ついには苦しみのうちに死を迎えた者もいる」等と認定した上で、じん肺管理区分や合併症の有無により、1000万円（管理2で合併症がない場合）から2500万円（石綿肺（管理2・3で合併症あり又は管理4）、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚による死亡の場合）の基準慰謝料額（包括一律慰謝料）を定めた上で、労災保険給付や石綿健康被害救済法に基づく給付の受給や喫煙歴を考慮した減額調整（いずれの場合も基準慰謝料額から10分の1を減ずる。）を行うなどして、慰謝料額を認定した。

#### ⑥小括

以上のとおり、①23年間もの長期にわたり社会や家族から切り離される等の極めて深刻な差別や人格権侵害被害を伴うハンセン病患者に対する包括一律慰謝料としての慰謝料額が800万円から1400万円（慰謝料の対象とされた被害期間が23年の者につき800万円、被害期間36年の者につき1400万円）、②擁壁崩落事故により自宅を失い、約8年もの間県営住宅で暮らしている事案における慰謝料額が300万円、③約5年6か月にわたって生活保護費を不当に搾取され、生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされたことに対する慰謝料額が20万円、④ダムの試験湛水を原因とする地滑りによって、3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難

を余儀なくされたことに対する慰謝料額が 90 万円、⑤進行性・不可逆性の病であるじん肺に罹患した場合であっても（管理 2 で合併症がないものでは）慰謝料額が 1000 万円とされている。

旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域においては、本件事故後長期にわたって生活の本拠から隔離されているものではあるものの、具体的な健康影響が生じているものでもなく（少なくとも本件では具体的な健康影響が生じたことを前提とした慰謝料は問題とされていない）、また、避難先での生活自体も特段の制限を受けていないのであるから、23 年間もの長期にわたって極めて強い制約を受けた上記①のハンセン病の事案におけるのと同等の慰謝料が本件で認められるものとは到底考えられない。

#### 第 4 財物損害の請求について

##### 1 居住用不動産に関する請求について

###### （1）はじめに

原告らのうち一部の者は、居住用不動産（宅地・建物）について再取得価格による賠償が認められるべきであるとして、以下の金額の賠償を求めている。

土地：「平成 23 年度フラット 35 利用者調査報告」における土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均値相当額（1368 万 800 円）。

建物：同報告における住宅建設費の全国平均値相当額（2238 万円）。

しかし、被告は原告らの本件事故時の居住地（本件事故後の区域指定によると旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域）の居住者らに対し、居住用不動産（宅地、建物（建築物、建築設備、構築物、庭

木）を賠償対象とする。）の財物賠償及び住居確保損害の賠償を実施している。これらの賠償による支払額は、居住用不動産を再取得するに十分足りる金額として算定されており、居住用不動産に関し本件訴訟においてさらに賠償されるべき損害はない。また、原告らは「平成23年度フラット35利用者調査報告」に基づき請求額を算定するが、そのような算定は不法行為による損害の算定方法として妥当性を欠く。以下、これらの点につき詳述する。

## （2）被告による賠償の概要とその十分性

### ア 居住用不動産の財物損害に対する賠償

本件事故により避難を強制された者の中には、できるだけ早く帰還して生活を再建することを希望したり、新たな土地に移住をしたり、様々な選択が存在する。被告の自主賠償基準においては、このような様々な考え方の方々がいることを前提として、帰還した上で生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような賠償の枠組みとするため、帰還・移住のいずれを希望する場合も、賠償上の取扱いは同一とし、以下のような賠償額算定の考え方に基づき、住民の生活再建のための十分な金額を確保することとしている。

まず、居住用不動産に関する賠償額の算定方法については、本件事故時点から6年（72か月）の経過によりその価値を全て喪失したものの（全損）とみなし、避難指示解除までの期間に応じた割合分を賠償することとしている。これは、不動産損害の認定については、本来は、避難指示が解除されるまでの期間その不動産を使用できることによる損害が論じられるべきという考え方により、使用できない期間中の使用料相当の損害金や管理不能による現実の原状回復費用などの損害

を賠償の対象とすることも考えられるところ、本件事故の場合においては、避難指示により住民が移住するにせよ、帰還するにせよ、早期に生活基盤の再建のための十分な賠償をするという政策的要請から、避難指示期間割合に応じてあたかも価値が減少したかのように扱うという考え方を採用したものである。

また、全損として居住用不動産の価額の全部が賠償された場合においても、被告は、当該居住用不動産の所有権を取得しないとの合意に基づいて賠償しており、その所有権は元の所有者に残置される。そのため、他所への移住等に伴い当該居住用不動産を売却しあるいは賃貸することにより収益を得ることも可能であるが、実際に財産的価値を有する資産として使用、収益又は処分することが可能になつても、その価値回復分（実質的に過大な賠償になると考えられる部分）について清算はされていない。

さらに、中間指針第二次追補においては、「（財物の）賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる」とされているところ、被告は、被告の費用負担による除染がなされ財産的価値が回復した場合にも、その価値回復分を清算するという取扱いはしていない。

このように、被告による居住用不動産に対する賠償は、まさに住民の早期の生活再建に資する賠償として行われているものにほかならず、かかる賠償がなされることにより、早期の生活再建が可能となり、避難に伴う精神的苦痛を慰謝する結果となる。

#### イ 住居確保損害の賠償

上記アのような居住用不動産に対する財物賠償に加え、被告は中間指針第四次追補を踏まえた住居確保損害の賠償を実施している。

物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという従来の判例（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁）によれば、住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額であるところ、被告が中間指針第四次追補を踏まえて行っている住居確保損害の賠償は、居住用不動産に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額（帰還の場合には、本件事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替えのための費用）と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として賠償するもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。

#### ウ 小括

このように、居住用不動産に関する財物賠償のみをみても住民の生活再建に十分資する金額が賠償されているものであるが、さらに住居確保損害の賠償があいまって、居住用不動産を再取得するに十分足りる金額が賠償されることとなる。したがって、居住用不動産に関し本件訴訟においてさらに賠償されるべき損害はない。

#### （3）原告らの主張の誤り

原告らは、土地について「平成23年度フラット35利用者調査報告」における土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均値相当

額（1368万800円）、建物について同報告における住宅建設費の全国平均値相当額（2238万円）による金額を請求する。

しかし、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという従来の判例（前掲・最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁）によれば、住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額である。本件事故時点における交換価値（時価相当額）を離れて損害額を算定することは、このような確定判例の考え方には反するものである。

また、そもそも原告らの本件事故時点における居住用不動産の状況（面積、単価、築年数等）は様々であり、当然ながら本件事故時点における価値も様々であるほか、本件事故後の居住用不動産に係る支出の状況等も様々である。そうであるにもかかわらず、フラット35の利用者が土地付き注文住宅を新規に取得する際の平均的な費用をもとに請求額を算定すること自体、不法行為による損害の把握として妥当性を欠く。

以上により、原告らの主張に沿った損害は到底認められない。

## 2 家財に関する請求について

### （1）原告らの請求

原告らは、家財に関し、損害保険料率算出機構の調査に基づく世帯人数・世帯主年齢ごとの一定金額の賠償を求めている。

### （2）被告の賠償基準を超える損害の発生が認められないこと

被告は、生活の必需品となる家財について、本件事故発生時に避難指示区域内の住居に存在する物品類のうち、持出しが不可能又は著し

く困難なものがあることを想定し、こうした物品類の存在やその財物価値につき個別の立証を求めることなく、世帯構成と避難区域の種類に応じた一律額の賠償を行う「定額賠償」を実施している（下掲の表のとおり）。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)	複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)			
		学生	世帯基礎額	大人1名 あたり	子供1名 あたり
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
旧居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
旧避難指示解除準備区域					

※例えば旧居住制限区域の大人2人、子供2人の4人世帯

の場合、家財の「定額賠償」の額は675万円となる。

上記の「定額賠償」に加えて、避難に伴う管理不能等により、1品当たりの購入金額が30万円以上の家財（高額家財）が毀損等した場合、修理・清掃費用相当額として、上記の「定額賠償」とは別途に、1世帯当たり20万円を定額にて賠償している。また、個別の家財に生じた損害を積み上げた合計金額が、「定額賠償」及び高額家財分の賠償額を超える場合には、超過分を個別に賠償する扱いとしている。

さらに、これら家財に係る賠償に加え、「避難費用」として、避難先で新規に購入した家財道具の購入費用も賠償しており、その大半は避難指示区域内に残置された家財の財物賠償と実質的に重なり合いがあるが、両者間の精算は求めていない。

このように、被告による家財の賠償は被害者に有利な内容となっており、これにより家財に係る損害は十分に填補されているといえる。

他方、原告ら各自（各世帯）の本件事故時点における家財の保有状況については何らの具体的な主張及び立証がなされていないところ、原告らが請求額の設定において参考する損害保険料率算出機構作成の家財所有額総括表は、原告ら各自（各世帯）が当該総括表に記載されている価額の家財を保有していたことの立証に代わるものではない。

以上により、被告の自主賠償基準により原告らの家財にかかる損害は十分に填補されているところ、これを超える損害の発生は認められない。したがって原告らの請求は認められない。

### 3 財物損害についての小括

以上のとおり、原告らが請求する居住用不動産の賠償については、帰還するにせよ移住するにせよ、生活の基盤を再建するために十分な額が賠償されており、また家財についても被告の自主賠償基準を超える損害は何ら立証されていない。

したがって、原告らの財物損害にかかる請求はいずれも認められない。

## 第5 弁済の抗弁

以上のとおり、原告らについて、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準を超える損害は精神的損害についても財産的損害に関しても認められないが、仮に被告の自主賠償基準を超える損害が認められた場合であっても、それらの損害に対しては弁済の抗弁が成立する。以下、その詳細を主張する。

## 1 弁済の抗弁に関する考え方（費目を問わず弁済充当されるべきであること）

### （1）本件事故に基づく損害賠償請求権である以上、損害の費目を問わず請求権として1個であること

本件訴訟において、原告らは本件事故によって被った精神的損害及び財産的損害の賠償を求めているが、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害は、その賠償の請求権は1個であり、訴訟物は1個である（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁<sup>13</sup>、乙B160〔伊藤先生意見書〕2頁及び3～5頁。かかる判例の考え方を以下「訴訟物1個説」という。）。

不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における訴訟物の個数に関する見解は、大きく分けて、侵害された損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する見解と、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権である以上は損害の内容や性質を問わず全ての損害を包括して1個の請求権のみが成立するという見解があるところ、かつては生じた損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する前説もあったものの、前掲・最判昭和48年4月5日は最高裁として初めてこの問題を正面から判断し、財産的損害と精神的損害は請求権及び訴訟物としては1個であるという立場をとることを明らかにした（同判決に関する最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）454頁））。

<sup>13</sup> 慶謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するから、それぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上の損害とを相互に融通して認容することができるとした。

また、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔窪田充見〕（有斐閣、2017年）880頁）ことが指摘される。このような慰謝料の補完的機能は、慰謝料の評価・算定は財産的損害と一体的になされるべきとの考え方に基づくものであり、一般的な慰謝料の補完的機能の場面とは反対に、財産的損害に対する賠償が十分である場合においても、そのことが慰謝料の算定に当たって考慮される必要がある（乙B162〔窪田先生意見書〕4～5頁）。

判例上も、前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は「上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、かかる説示は「他に財産上の請求があるか否か」が慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素であるとするものであって、財産的損害と慰謝料を1つの請求権と捉えることを前提としている。

このように、財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害として個々に損害賠償請求権が成立するものではなく、下記（2）で述べるように、これに対応する弁済の抗弁の対象としても、精神的損害と財産的損害の別

を問うことなく既払い金が弁済として充当されるべきことは当然の理である。

## (2) 一部請求における弁済の抗弁の判断方法について

上記（1）のとおり、不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟物の個数に関しては、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権においては全ての損害を包括して1個の請求権が成立するというのが最高裁判例の立場である。そうすると、本件訴訟においては、本件事故による損害のうち慰謝料の一部ならびに財産的損害のうち居住用不動産及び家財のみについて賠償を求める原告らの請求は、一部請求であると捉えられる。

一部請求に対して既払い金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、判例上、まずは各原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払い金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされており（いわゆる「外側説」。前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁。なお、同判決以前においても、既に外側説が実務の大勢を占めていたとの指摘がある（同判決に関する最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）454頁の脚注14）。）、これが裁判実務における確立した取扱いとなっている。

外側説の妥当性に関しては、前掲・最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁が「まず、当該債権の総額を確定し、その額から自働債権の額を控除した残存額を算定した上、原告の請求に係る一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度でこれを認容すべきである」との判示

に続き、「けだし、一部請求は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又は債権総額に対する一部請求の額の割合で案分した額を控除して認容額を決することは、一部請求を認める趣旨に反するからである」と簡潔に述べるとおりである。

### (3) 訴訟物1個説及び外側説からの帰結

こうした訴訟物1個説及び外側説に即せば、本件訴訟においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で、そこから財産的損害と精神的損害の別を問わずに既払い金が弁済の抗弁として控除され、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額について認容し、残額がなければ請求が棄却されることとなる（乙B160〔伊藤先生意見書〕2頁及び9～11頁）。

### (4) 当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべきであること

上記（1）～（3）で述べたとおり、確立された判例法理に従うと、本件訴訟においては、まずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で、そこから財産的損害と精神的損害の別を問わずに既払い金を充当する取扱いをすべきこととなるが、このような取扱いは当事者の合理的意思にも合致するものである。

すなわち、原賠審は、本件事故による損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものとなることが予想され

る中、中間指針等は「被害者を迅速、公平かつ適正に救済する」ため、「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした」として（平成23年8月5日に公表された中間指針「はじめに」）、中間指針に續いて、同年12月6日に中間指針第一次追補（「自主的避難等に係る損害について」）、同24年3月16日に中間指針第二次追補（「政府による避難区域等の見直し等に係る損害について」）、同25年1月30日に中間指針第三次追補（「農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について」）、同年12月26日に中間指針第四次追補（「避難指示の長期化等に係る損害について」）を順次提示している。

このように中間指針等が順次提示されたことを受け、被告東電はこれら中間指針等を踏まえ、多岐にわたる賠償項目について自主賠償基準を順次策定し公表の上、請求を受け付け、賠償を実施している。

具体的には、主として直接請求手続を通じ、精神的損害（避難生活に伴う精神的損害、移住を余儀なくされたことによる精神的損害、要介護者等への増額分等を含む）のほか、避難・帰宅等に係る費用、家賃に係る費用、一時立入り・検査受診等に伴う移動費用、就労不能損害・営業損害、避難指示解除後の早期帰還に伴う追加的費用、生命・身体的損害、財物（宅地・建物・借地権、田畠、立木等）、住居確保損害、住宅等の補修・清掃費用、家財（一般家財のほか、仏壇等）、墓石等の修理・移転に要した費用、自動車、償却資産・棚卸資産、自主的除染に係る費用等について、極めて多岐にわたる項目ごとに自主賠償基準を順次策定・公表し、これに基づく賠償を行っているものである。

また、多数の被害者に対する迅速な救済という観点から、被告東電の自主賠償基準に含まれる賠償項目の中には、個々の被害者に実際に生じた損害についての主張や疎明を求めることなく、被害を類型的に把握し賠償額を算定する方式が採られているものも複数存するほか（世帯構成及び構成員の人数により算定される家財賠償、「実費」との名目での包括的賠償等）、住居確保損害の賠償のように、その名称を一瞥したところでは財物に係る賠償であるかのようにみえるものの、実際には元の住居の時価相当額とは別途に、新たな住居における平穏な生活の回復のために賠償される費用などもあり、必ずしも個々の項目に対応する形で各被害者に生じた損害が正確に評価・算定されているものではない。

このような請求・賠償の方式に鑑みると、当事者の合理的意思としては、項目ごとにそれに対応する損害を確定させるというものではなく、種々の項目での賠償が最終的に本件事故により生じた各人の損害を全体として填補するに足りる賠償総額に満つるようにするという趣旨の下で順次請求・賠償がなされていること、すなわち特定の項目に対するものとして賠償されても、損害の全体に対する弁済として支払われるものとする趣旨であったことが明らかである。他方、請求項目ごとにみると実損害を超える支払が生じていることが判明した場合に、他の項目への充当をすることなく項目ごとに精算・返金を行うことは迂遠であり、当事者がそのような意思で請求・賠償を行っているものでないことは明白である。

## （5）裁判例

### ア 本件事故に関する前掲・札幌地判令和2年3月10日

本件事故に関する前掲・札幌地判令和2年3月10日155頁（乙B156）は、弁済の抗弁に関し、当事者の合理的意思の解釈を根拠に、「仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとはうかがわれない」ことから、「各原告に生じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した金額」を控除するとの判断を示し、各原告について、財産的損害と精神的損害の既払い金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

#### イ 本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日

上記のような弁済の抗弁の考え方は、本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日（乙B155の1、同2）においても認められている。

すなわち、千葉地裁判決の原告で、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば、世帯番号1についてみると、精神的損害のみを賠償請求していた世帯番号1の原告1-1（妊婦であった者）に対して、被告は「①精神的損害及び追加的費用」として40万円を、「②追加的費用」として20万円を裁判外で賠償していたところ（別紙23）、千葉地裁判決は当該原告に対する避難慰謝料として60万円を認容した上で、上記①と②の合計60万円を全額既払い金として充当して控除し（別紙24）、認容額は0円（請求棄却）と判断している。

また、前掲・千葉地判の世帯番号3（原告は1名）は、避難交通費等の財産的損害と精神的損害をともに賠償請求していたところ、千葉地裁判決は損害額を146万0740円と認定し（うち精神的損害の認容額は30万円）、これに対して、ADR手続で賠償された金員を含めた既払い金の全額である131万1990円について既払い金として充当して控除し、その残額の14万8840円のみを認容したものである（別紙25。なお、当該世帯については世帯構成員間での弁済の充当もされており、この点については後述する。）。

このように、同判決も精神的損害と財産的損害の別にかかわらず、特に両者の区別を認めないで、既払い金の控除を行っている。

#### ウ 本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日

さらに、同じく本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日（乙B198）は、弁済の抗弁に関し、「……各原告の損害額を認定し、かかる損害額全体から、被告東電が本件事故に係る賠償金として各原告に支払った金額を控除し、なお残額が存在する場合には、その残額に相当因果関係が認められる範囲の弁護士費用（残額の1割程度）を上乗せした金額を認容する。」と説示し、精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体から、被告が直接賠償手続により賠償した既払い金の全額を費目を問うことなく弁済充当している。

#### （6）小括

以上により、精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体に対し、被告が弁済の抗弁として主張する既払い金の合計額が、財産的損害と精神的損害の別を問わず弁済として充当されるべきである。

## 2 世帯構成員間の弁済の充当が認められるべきであること

### (1) はじめに

被告は、本件事故により発生した損害賠償請求権は1個の請求権を構成するものであること、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償額のうち被告が弁済の抗弁として主張する額に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が弁済の抗弁額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯構成員間での弁済の充当は、精神的損害・財産的損害の別を問わず、かつ本件訴訟の原告であるか否かの別を問わないものであることを主張する。

### (2) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分の賠償金を一括して受領していること

被告による賠償は、中間指針等を踏まえて被害者一人一人について個別に賠償金額が計算されてはいるが、実際の支払は必ずしも被害者一人一人に対して個別に行っているものではない。

複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告に請求し、請求を行った代表者は請求を受けた被告から当該世帯の構成員全員分をまとめて受領している。

こうした請求及び弁済受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限を委任され世帯の他の構成員を代理又は代理受領しており、事実として同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる。

したがって、形式上・外観上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払がなされており、世帯の他の構成員に対しては特段の支払がなされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の充当が認められなければならない。

また、仮に構成員同士の弁済の充当がなされないとすれば、世帯構成員のうち、既払い金を超える損害が認定された者に対しては請求が認容され、他方で過払いが生じている者に対しては別途に不当利得返還請求がなされ得ることとなるが、そのような処理は煩瑣であって、被害者の迅速な救済という観点からは構成員同士の弁済の充当を認めることは極めて妥当なものといえる（以上、乙B162〔窪田先生意見書〕15～16頁、乙B161〔早川先生意見書〕4頁、11～13頁、15頁）。

すなわち、構成員同士の弁済の充当が認められることは原告らにとっても利点があり、このような観点からも、充当が認められるべきである（以上、乙B162〔窪田先生意見書〕15～16頁、乙B161〔早川先生第1意見書〕4頁、11～13頁、15頁）。

### （3）世帯構成員全員の損害を填補するものとして当然に弁済充当されるべきこと

さらに、被告が支払う賠償金は、世帯に対する賠償であると評価の上で、世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に充当されるべきである。

すなわち、同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は1つ」の状態にある。例えば不法行為の過失相殺（民法722条2項）に関する

る判例には、いわゆる「被害者側の過失」として「被害者と身分上ないしは生活關係上一体をなすとみられるような關係にある者」の過失を斟酌したものがあるが（最判昭和42年6月27日民集21巻6号1507頁）、これは、同一世帯（家族）が経済的・社会的に一体であること（「財布は1つ」）を重要な考慮要素としたものと解される<sup>14</sup>。

これらの損害に対する賠償は、名目上は世帯構成員のうち1人の原告に対する既払い金であっても、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われているといえる。

したがって、賠償金は世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に当然に弁済充当されるべきであり、また、そのような充当を認めることが当事者の合理的意思にも合致する（以上、乙B162〔窪田先生意見書〕9～13頁、乙B161〔早川先生第1意見書〕4頁、11～13頁、15頁）。

#### （4）出捐の受益者が不可分であること

上記のように、被告による賠償金はその性質上、世帯構成員全員に共通する損害への填補を含むものであり、そのような世帯全体分の賠償金が世帯の代表者に一括して支払われているという実態にある。

翻って、そのような賠償の対象となった出捐によって利益を受けた者は誰か、という観点から検討するに、家族で行った移動に係る費用の支出（交通費等）や、生活費の追加的な支出など、賠償の対象とさ

<sup>14</sup> 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為（下）」（青林書院、1985年）632頁、窪田充見「不法行為法（第2版）」（有斐閣、2018年）431～433頁。

れた出捐の多くは、当該出捐によって当該世帯が全体として利益を受ける性質のものであるといえる。

すなわち、これらの出捐によって、世帯構成員のうち誰が、いくら分の利益を受けたかを構成員ごとに分割して把握することはできないのであり、出捐によって世帯構成員全員が不可分に利益を受けていることから明らかである。

このように、賠償の対象とされた出捐が世帯構成員全員に不可分に利益をもたらしたものである以上、当該出捐に対する損害の填補としての賠償は、世帯構成員全体に対する損害への填補として支払われたものであると解することが損害の実態に沿うものであり、当事者の合理的意思とも合致する。

この点からも、世帯内部における構成員間の弁済の充当を認め、世帯の1人に支払われた額が同人について認定された損害額を上回る場合には、その超過額が他の構成員の損害に対する弁済に充当されなければならない。

## (5) 裁判例等

### ア 本件事故に関する前掲・福岡地判令和2年6月24日

本件事故に関する前掲・福岡地判令和2年6月24日（乙B198）も、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば世帯番号17（原告番号43～46）に関し、各人に生じた損害の合計額から、各人に対する既払い金を控除すると、原告番号43につき62万4080円、同45につき17万円、同46につき8万9738円の過払いがあることを認定した上で、「同一

世帯では原則として家計を共通にする」ところ、「名目上は上記各原告に対する支払であっても、実質的には、原告番号43らの世帯単位の財産的損害に係る賠償とみることができる」ことを理由に、原告番号43、45及び46に支払われた財産的損害に対する賠償金の超過額（合計88万3818円）を同44の損害に充当した結果、4名全員の請求を棄却した。

同様に、世帯番号5（原告番号13～16）についても、原告番号14について生じている財産的損害の過払い分を、原告番号13の損害に充当した。

このように、福岡地裁判決も、各原告世帯について世帯構成員間で既払い金を弁済充当したものであり、被告の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

#### イ 本件事故に関する前掲・千葉地判平成31年3月14日

上記のような弁済の充当の考え方は、前掲・千葉地判平成31年3月14日（乙B155の1、同2）においても認められている。

すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払い金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、弁済充当に際し、同一世帯内では、名目上うち1人の原告に対する既払い金であっても、世帯の構成員全体の損害に填補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充当することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする）。」と述べて世帯構成員間での弁済充当の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払い金を充当した（乙B155の1・371頁）。

具体的には、前掲・千葉地裁判決の原告で自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば世帯番号3に対する損害認容額は同判決の別紙25のとおりであり（乙B155の2・437頁）、損害額を146万830円と認定した上で、世帯内の訴外の者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払い控除額として認めており、認容額は14万8840円と判断をした。

同じく世帯番号4についても、原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた72万円について、原告に対する既払い控除額として認めている（乙B155の2・435頁の別紙23、442頁の別紙28）。また、世帯番号2については、原告間における同一世帯内の弁済充当を認めている（乙B155の2・35頁の別紙23、437頁の別紙25）。

このように、前掲・千葉地裁判決は、自主的避難等対象区域に居住していた者について、精神的損害と財産的損害の区別を認めずに既払い金の控除を行っていることに加えて、各原告世帯について世帯内に既払い金を充当したものであり、被告の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

そして、このような世帯構成員間での弁済充当が認められるべきであるとの理は、自主的避難等対象区域の居住者に限られるものではなく、世帯単位で避難費用・一時立入費用、就労不能損害等の財産的損害が賠償の対象とされ、世帯内に共通する財産的損害の填補がより幅広くなされている旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の居住者においても、より一層妥当するというべきである。

ウ 東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁

本件事故以外の事案においても、世帯内における弁済の充当を認めたものがある。

交通事故で人身傷害を受けた者の治療費等について、その親が人身損害に係る自賠責保険金 50 万円を受領した後、その弁済が過払いであることが判明した事案において、「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえないものである。

したがつて、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果を導く。

さもないと、損害賠償債権は、過失相殺など当事者には不確定な要素があるため、弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したとき今まで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷に過ぎる（勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これでしかいけないとするといふにも形式的で煩瑣である。）ばかりでなく、当事者間の合理的な意思にも沿わないものというべきである。」と説示し、親に対する過払い分は親が子を代理して子の損害賠償請求権について弁済を受けたものとした。

かかる裁判例は、親子が経済的に同一体とみなすべき関係にあることや、当事者の合理的な意思等を理由に、弁済金の過払い分は親が子の代理人として受領したものと解して弁済の効力を認め、親に対する過

払い分を子の損害に充当することを認めたものである。本件訴訟においても、世帯の構成員への賠償に過払いが生じているのであれば、これを他の世帯構成員の損害に弁済として充当することが認められるべきである（乙B161〔早川先生第1意見書〕8～9頁）。

また、この裁判例は、債務者には不当利得返還請求などの方法があるものの、そのような途をとらざるを得ないことは形式的かつ煩瑣であるとして、弁済の充当を認めないことによる債務者の不利益を考慮している。本件訴訟においても、被告が過払いを生じている原告らに対し不当利得返還請求をしなければならないこととするのは、紛争の一回的解決という観点からしても妥当でない。

したがって、本件訴訟においても世帯構成員間の過払い分の充当が認められるべきである。

## （6）世帯内充当の方法

世帯構成員間で弁済の充当をする際には、当事者の合理的な意思及び複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当する民法の規定（平成29年改正前民法490条、489条4号）に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当される<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> 具体的な按分の計算の方法としては、例えば、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する（20の超過がある。）一方、Bは80の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず（30の不足がある。）、Cは70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない（20の不足がある。）場合、Aに対する超過分である20は、Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3：2で按分し、Bに対して12、Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。

## 第6 結語

以上のとおり、「避難慰謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」を別個の損害として請求する原告らの主張は被侵害利益の誤った解釈に基づくものであつて失当である。

他方、被告は、原告らに対し、被害の実情に応じた精神的損害の賠償をしているほか、これとは別途に財産的損害についても手厚く賠償を行っており、これらの賠償により原告ら各自の損害は既に填補されているとみるべきであつて、支払済みの額を超えてさらに賠償されるべき慰謝料は認められない。

また、財産的損害の請求に関しても、被告の自主賠償基準による額を超える損害が認められる余地はない。

したがつて、原告らの請求は全て棄却されるべきである。

以上